

平成30年度 大淀川学識者懇談会（第1回）

開催日：平成30年4月4日（水）

開催時間：15：00～17：00

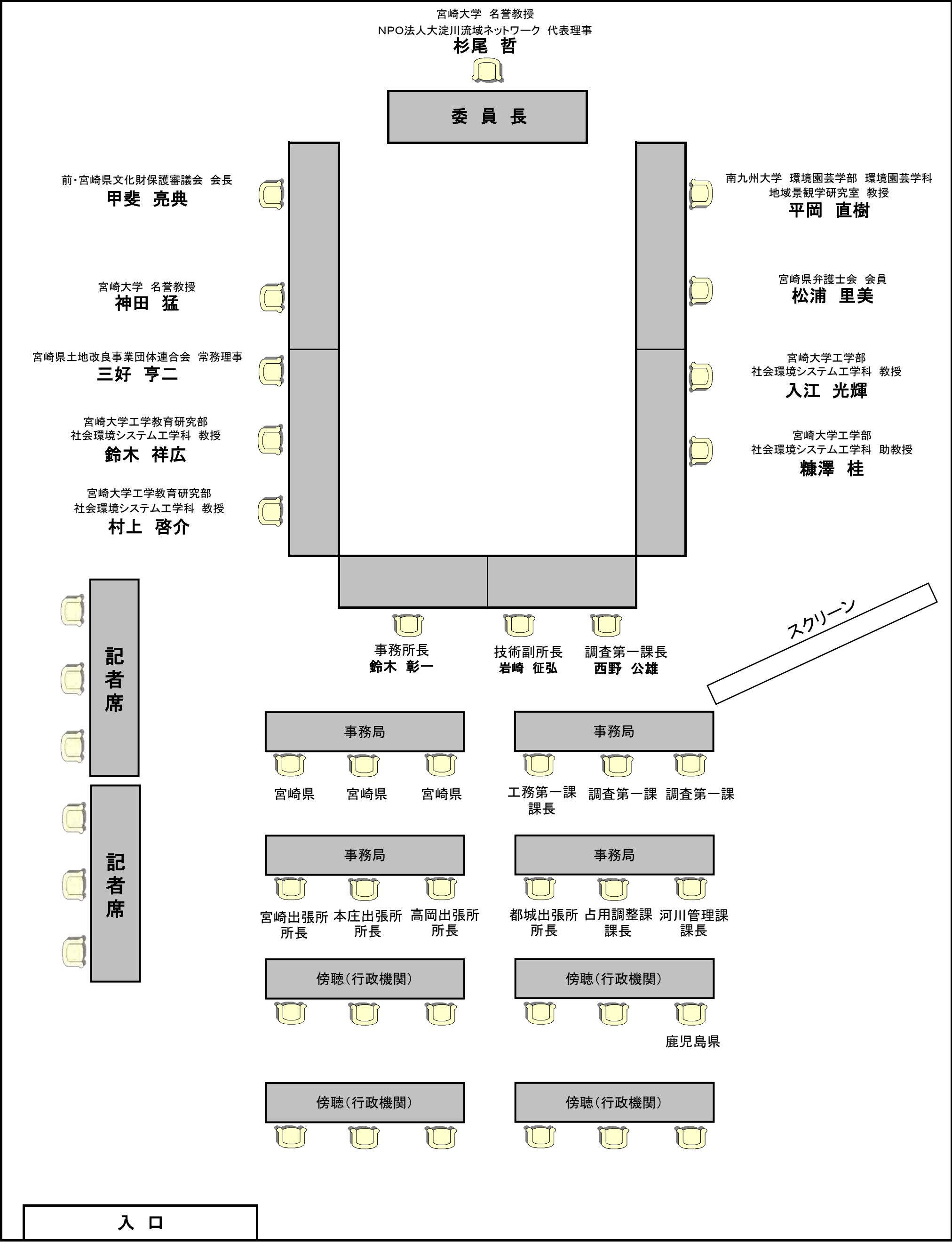
開催場所：宮崎河川国道事務所 別館3階会議室

司会：宮崎河川国道事務所 副所長

次 第

1. 開 会
2. 挨拶 宮崎河川国道事務所 所長
3. 懇談会の目的と規約、実施スケジュールの確認 【資料-1】
4. 議 事
 - 1) 大淀川水系河川整備計画の変更概要について 【資料-2】
 - 2) 大淀川水系河川整備計画（変更原案）における
意見聴取方法について 【資料-3】
5. その他（今後の予定等）
6. 閉 会

平成30年度 大淀川学識者懇談会(第1回) 座席表



大淀川学識者懇談会

【委 員】

氏 名	所属・役職	分 野
甲斐 亮典	前・宮崎県文化財保護審議会 会長	文化財
神田 猛	宮崎大学 名誉教授	魚類・漁業
三好 亨二	宮崎県土地改良事業団体連合会 常務理事	水利
杉尾 哲	宮崎大学 名誉教授 NPO法人 大淀川流域ネットワーク 代表理事	河川工学
鈴木 祥広	宮崎大学 工学教育研究部 社会環境システム工学科 教授	水環境
平岡 直樹	南九州大学 環境園芸学部 環境園芸学科 地域景観学研究室 教授	景観
松浦 里美	弁護士	法律・経済
皆川 朋子	熊本大学大学院 先端科学研究部 環境科学部門 水圏環境分野 准教授 工学部 社会環境工学科	河川生物
村上 啓介	宮崎大学工学部国際教育センター 教授	水工学・海岸
入江 光輝	宮崎大学 工学部 社会環境システム工学科 教授	河川工学
糠澤 桂	宮崎大学 工学教育研究部 社会環境システム工学科 助教	河川生態学

※敬称略

大淀川学識者懇談会について

平成30年4月4日

国土交通省 九州地方整備局

宮崎河川国道事務所

学識者懇談会の目的

1. 整備計画内容の点検を継続的に実施する
 - ・流域の社会情勢の変化、地域の意向
 - ・事業の進捗状況及び見直し
 - ・河川整備に関する新たな視点（地震津波対策等） など
2. 整備計画変更の必要性が生じた場合に変更原案に対して意見を伺う
3. 内容の点検においては、3年に一度実施する事業再評価（継続や見直し等）や事業完了後5年以内に実施する事後評価についての意見を伺う

事業再評価の目的と学識者懇談会の位置付け

1. 事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、
～事業採択後一定期間を経過した～事業等の評価を行い～必要に応じその
見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止
するものである。

2. 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会を設置
し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

3. 懇談会の位置付け

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検
のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、
事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

大淀川水系河川整備計画の点検結果(平成29年12月18日)

H29. 12 河川整備計画 第3回 点検 (今回)

社会情勢の変化

- 大規模な災害（H23東北地方太平洋沖地震、H24九州北部豪雨、H27関東・東北豪雨、H28熊本地震）が発生し、災害対応のための法整備等が進み、河川を取り巻く状況が大きく変化している。
- 流域内の人口・土地利用の大きな変化はない。
- 流域内の開発は継続して行われており、河川改修の必要性も変わらない。
- 河川空間を活用したイベント、環境学習等の場として、継続的な利用が行われている。
- 平成17年9月洪水を踏まえ、河川整備基本方針を平成28年7月に変更しており、近年、大規模な災害が各地で発生している状況を踏まえ、近年の気象条件に適應できる整備計画の変更が必要。

河川整備の進捗・実施状況

- 洪水対策、環境整備等の整備を実施中。
- 洪水時等の情報伝達、河川管理施設・流水・河川空間の適正な維持管理を実施中。
- 環境学習・防災教育等、関係機関と連携し、地域とのコミュニケーションを推進。

点検結果(案)

- ・引き続き、現計画に基づき、河川整備を実施する
- ・近年の気象条件に適應できる整備計画の変更を行う

今後の予定(懇談会の役割)

大淀川河川整備計画の点検・変更等

● : 実施済み
● : 今回実施
○ : 今後の予定

		H18	...	H25	H26	H27	H28	H29	H30		...	備考
									第1回	第2回		
整備計画の 策定・変更	策定	H18.3										必要な場合に集中開催
	変更								●	○		
整備計画の 点検・再評価	点検		...	●		●	●	●			...	毎年開催を予定 整備計画策定スケジュールを考慮
	再評価			●		●		●		○		3年に1度の開催を予定

<意見>

大淀川水系流域委員会

- ・平成14年10月～平成18年3月まで開催
- ・全16回開催

<意見>

大淀川学識者懇談会

- ・平成25年12月設置
- ・点検に関しては年1回程度開催をイメージ
- ・事業再評価に関しては3年に一度
- ・計画を変更する際は集中的に開催

大淀川学識者懇談会規約 (案)

(名称)

第1条 本会は、「大淀川学識者懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、大淀川水系河川整備計画(国管理区間)~~-(以下、「整備計画」という。)-~~策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映するために、継続的に行う内容の点検及び大淀川水系河川整備計画(国管理区間及び宮崎県管理区間)に変更する必要が生じた場合に作成する整備計画の変更の原案について意見を述べるものとする。また、整備計画(国管理区間)に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。

- 2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。
- 3 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
- 4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
- 3 委員長が事故等の理由により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所、宮崎県河川課に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成~~25~~30年~~12~~4月~~10~~4日より施行する。

(懇談会の目的)

- 1.整備計画内容の点検に対して意見を伺う。
 - ・流域の社会情勢の変化、地域の意向
 - ・事業の進捗状況及び見通し
 - ・河川整備に関する新たな視点（地震津波対策等） など
- 2.河川整備計画変更の必要性が生じた場合に変更原案に対して意見を伺う。
3. 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行う。

(参考1) 河川整備計画

河川法第 16 条の 2 第 3 項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

河川法第 16 条の 2 第 7 項

第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

大淀川水系河川整備計画の 変更概要について

平成30年4月4日

国土交通省 九州地方整備局

宮崎河川国道事務所

1. 大淀川流域の概要

流域の概要

大淀川水系河川整備計画

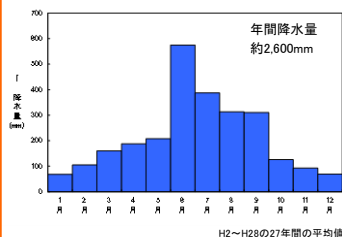
- 大淀川は、宮崎県、鹿児島県、熊本県の3県を流域とする幹川流路延長107km、流域面積2,230km²の一級河川である。
- 下流部は、宮崎県の県庁所在地である宮崎市の市街地を貫流し、上流部は宮崎県内で二番目の人口を擁する都城市の市街地を貫流している。
- 国が直轄管理する本川区間は、河口～28.4km、53.8km～78.8kmとなっており、中流部の28.4km～53.8kmの山間狭隘部の区間は宮崎県が管理している。

流域及び氾濫域の諸元

流域面積（集水面積）： 2,230km²
 幹川流路延長： 107km
 流域内人口： 約60万人
 想定氾濫区域面積： 約89km²
 想定氾濫区域内人口： 約14万人
 想定氾濫区域内資産額： 約2.5兆円
 主な市町村： 宮崎市、都城市、
 国富町、綾町 等

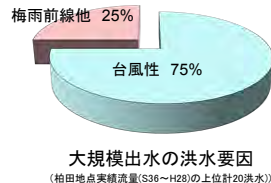
降雨特性

- 年平均降水量は全国平均の約1.6倍となる約2,600mm
- 主要洪水の大半が台風性の降雨



流域平均月別降水量

大淀川の洪水要因

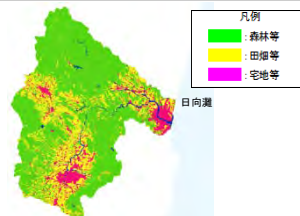


流域図



土地利用

- 森林等が69%、田畑等が22%、宅地等が9%
- 宮崎市、都城市に宅地等が集中



主な産業

- 農業や畜産業が盛んであり、特産品であるマンゴーや宮崎牛は全国的に有名
- 質の高い原料により生み出される焼酎も日本一の出荷額を誇る



宮崎牛

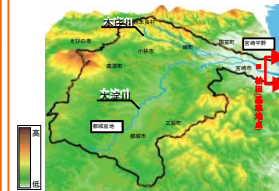


焼酎

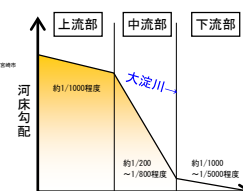
地形・地質特性

- 上流は盆地（都城盆地）となっており勾配は1/1000程度
- 中流は山間狭隘部となっており勾配は1/200～1/800程度
- 下流は沖積平野（宮崎平野）となっており勾配は1/1000～1/5000程度、支川本庄川は急峻な山地地形

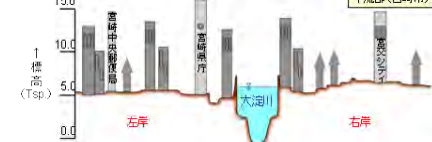
大淀川流域立体イメージ図



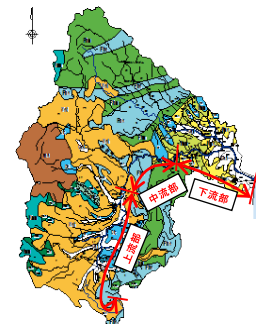
大淀川河床勾配イメージ図



大淀川下流部横断イメージ図(A-A'断面)



- 本川上流域は、灰白色の火山噴火物のシラス層が広く分布
- 流域北部を流れる支川本庄川の流域は、砂岩、真岩、粘板岩が広く分布



凡 例			
国	新世代	第1期	砂、砂、粘土
県	新世代	第2期	砂、砂、粘土
市	新世代	第3期	砂、砂、粘土
町	新世代	第3期	砂、砂、粘土
村	新世代	第3期	砂、砂、粘土
市	新世代	第3期	砂、砂、粘土
町	新世代	第3期	砂、砂、粘土
村	新世代	第3期	砂、砂、粘土
市	新世代	第3期	砂、砂、粘土
町	新世代	第3期	砂、砂、粘土
村	新世代	第3期	砂、砂、粘土
市	新世代	第3期	砂、砂、粘土
町	新世代	第3期	砂、砂、粘土
村	新世代	第3期	砂、砂、粘土

主な洪水とこれまでの治水対策

大淀川水系河川整備計画

- 昭和2年より直轄改修工事に着手(昭和18年9月洪水を契機に昭和24年に上流改修も追加)。昭和28年に計画高水流量を決定した後、昭和29年洪水を受け昭和39年に総体計画を改定(昭和40年には既定計画を踏襲した工事実施基本計画を策定)。
- 以降の相次ぐ大規模洪水の発生を鑑み、平成15年に河川整備基本方針を策定し流量を改定。その後、観測史上最大となる平成17年9月洪水が発生し激甚災害対策特別緊急事業を採択。当時、平成17年度に策定予定で進めていた河川整備計画は、同事業内容を追加して平成18年3月に策定。

主な洪水と治水計画

昭和2年 大淀川下流 本庄川の直轄改修工事に着手
(計画高水流量) : 5,500m³/s (宮崎地点)

昭和18年9月18日～20日洪水(台風26号)
柏田地点流量: 不明
床上浸水 9,361戸

昭和24年 大淀川上流の直轄改修工事に着手
(計画高水流量) : 3,000m³/s (樋渡地点)

昭和28年 総体計画の策定
(計画高水流量) : 4,000m³/s (樋渡地点)
: 7,000m³/s (宮崎地点)

昭和29年9月10日～13日洪水(台風12号)
柏田地点流量: 約7,000m³/s
床上浸水 3,173戸、床下浸水 5,303戸
・綾南ダム完成(昭和33年:宮崎県施工)
・綾北ダム完成(昭和35年:宮崎県施工)

昭和39年 総体計画の策定
(基本高水のピーク流量) : 7,500m³/s (宮崎地点)
(計画高水流量) : 7,000m³/s (宮崎地点)

昭和40年 工事実施基本計画の策定
(基本高水のピーク流量) : 7,500m³/s (宮崎地点)
(計画高水流量) : 7,000m³/s (宮崎地点)

・岩瀬ダム完成(昭和42年:宮崎県施工)

昭和57年8月24日～27日洪水(台風13号)
柏田地点流量: 約7,800m³/s
床上浸水 264戸、床下浸水 463戸

平成 5年7月31日～8月2日洪水(前線)
柏田地点流量: 約7,700m³/s
床上浸水 771戸、床下浸水 784戸

平成9年9月14日～16日洪水(台風19号)
柏田地点流量: 約9,000m³/s
床上浸水 401戸、床下浸水 584戸

平成15年 河川整備基本方針の策定
(基本高水のピーク流量) : 9,700m³/s (柏田地点)
(計画高水流量) : 8,700m³/s (柏田地点)

平成16年8月29日～30日洪水(台風16号)
柏田地点流量: 約7,300m³/s
床上浸水 164戸、床下浸水 203戸

平成17年9月4日～6日洪水(台風14号) 【観測史上最大】
柏田地点流量: 約10,500m³/s
床上浸水 3,834戸、床下浸水 872戸

平成17年 大淀川激甚災害対策特別緊急事業を採択

平成18年 河川整備計画の策定
(河川整備計画の目標流量) : 8,100m³/s (柏田地点)
(河道の配分流量) : 7,200m³/s (柏田地点)

平成22年 大淀川激甚災害対策特別緊急事業の完成

平成28年 河川整備基本方針の策定
(基本高水のピーク流量) : 11,700m³/s (柏田地点)
(計画高水流量) : 9,700m³/s (柏田地点)

※昭和35年以前の流量は、雨量からの推算値
※昭和36年以降の流量は、実測流量+ダムなし計算流量-ダムあり計算流量の流量を100m³/s単位で切り上げた値
※被害状況(出典:高水速報等)には、支川等からの氾濫による被害も含まれています。

主な洪水

昭和29年9月洪水

- ・台風12号の接近によって、宮崎県では11日午後から雷雨が次第に強くなり、10日より降り始めた降雨は都城で679mmを記録。各地点の水位は13日早朝に警戒水位に達した。
- ・大淀川では増水のため、小戸橋、高松橋が流出し、堤防の決壊もあり、流域では多大な被害が生じた。



右岸大塚町(6k)付近の浸水状況(宮崎市)

- ・この洪水による被害は、死者5人、負傷者10人、家屋全壊72戸、家屋半壊215戸、床上浸水3173戸、床下浸水5303戸であった。



軒先まで浸水した家(高岡町)



流出した高松橋(大淀川6k付近)(宮崎市)

平成5年8月洪水

- ・前線の活発化に伴い、九州南部地方では大雨となり、大淀川流域では7月31日1時頃より降り出した雨が断続的に降り続き、1時間に10mm以上降り続き、1時間に62mm、青井岳63mm、樋渡69mm降ったのを始め、総雨量でも累計の699mmを最高に、樋渡605mm、四家534mm、御池661mm等の降雨を記録した。



青柳川流域 大塚町(大淀川6k付近右岸) 高松橋方向を望む



小松地区(大淀川4k付近左岸)の浸水状況

- ・今回豪雨による降雨は流域全般にわたり大雨となり、各水位観測所で警戒水位を越す出水となった。
- ・この洪水による被害は死者1人、負傷者2人、家屋の全壊12戸、家屋半壊2戸、床上浸水771戸、床下浸水784戸に及んだ。

昭和57年8月洪水

- ・台風13号が宮崎市付近を通過し、日向灘を北上したため、県下全域が暴風雨域に入り、25～27日にかけて各地に大雨を降らした。大淀川上流の三股51mm、青井岳45mmの時間雨量を記録し、総雨量も三股642mm、青井岳492mmを記録した。
- ・大淀川上流地区の水位は、26日15時頃から次第に上昇し始め26日22時には最高水位4.50mを記録した。支川本庄川の嵐田でも、27日4時には最高水位5.24mを記録した。



下小松地区(8k付近右岸)の浸水状況

- ・流域では人的被害はなかったものの、家屋半壊18戸、床上浸水264戸、床下浸水463戸に及んだ。

平成9年9月洪水

- ・台風19号の北上に伴い、宮崎県全域が大雨となり、大淀川流域では9月14日1時頃より降り出した雨が断続的に降り続き、16日1時頃より雨は強まり、総雨量では青井岳515mm、榎木469mm、霧島836mm、三股873mmを記録した。
- ・今回の降雨は、大淀川上流域を中心として大雨となり、岳下、高岡、宮崎、嵐田のすべての基準地点で警戒水位を大幅に越す大出水となった。
- ・関係市町村の被害は、死者2人、負傷者3人、家屋の全・半壊25戸、床上浸水401戸、床下浸水は584戸に及んだ。



大塚地区(大淀川6k付近右岸)の浸水状況



高岡町宮水流域地区(大淀川18k付近右岸)の浸水状況



西町地区(大淀川78k付近右岸)の浸水状況

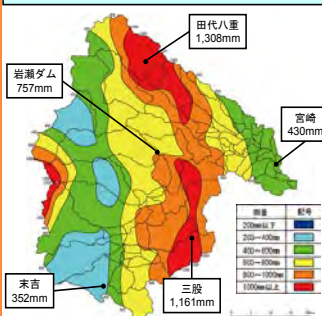
平成17年9月出水の概要

大淀川水系河川整備計画

- 平成17年9月の台風14号に伴う降雨によって、基準地点柏田上流の流域平均雨量が24時間で約465mm、48時間で約706mmを記録した。
- これにより、基準地点柏田では、観測史上最大流量の約9,500m³/sを記録した。ダムによる洪水調節や氾濫が生じなかった場合の同洪水のピーク流量は約10,500m³/sとなり、基本高水のピーク流量9,700m³/sを大きく上回った。

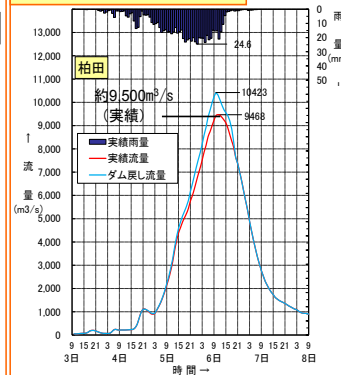
等雨量線図

- 流域中央の南北に強い雨域が集中



平成17年9月4日17時～9月6日16時（48時間雨量）

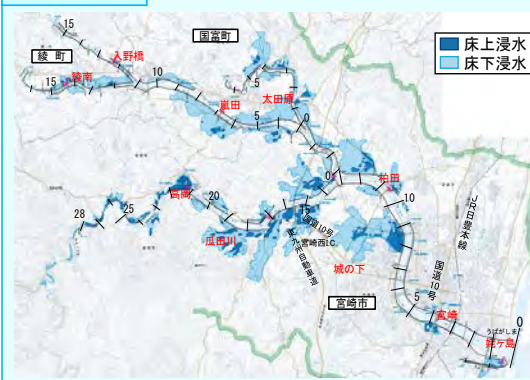
H17洪水雨量・流量



主な洪水被害

- 下流部を中心として大淀川水系の広範囲において約4,700戸（うち床上浸水は約3,800戸）の浸水被害が発生
- 宮崎市においては、浄水場や医療機関等が浸水し、地域の社会経済に大きな影響を及ぼした

大淀川下流部



自衛隊による土のう積み（宮崎市街部）



宮崎市内の住宅浸水（大谷川沿い）



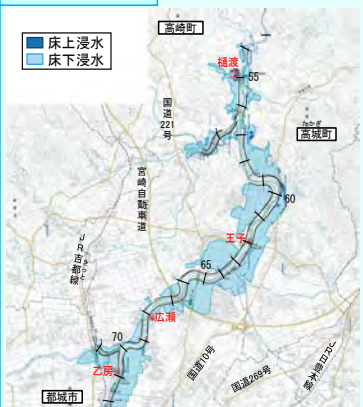
医療機関の浸水（宮崎市提供）



浄水場の浸水（宮崎市）



大淀川上流部

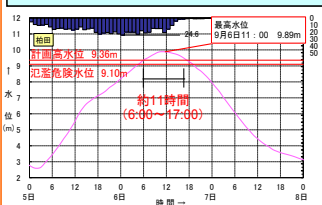


上流地区浸水被害

浸水面積	1,155 ha
床上	137 戸
床下	86 戸
合計	223 戸

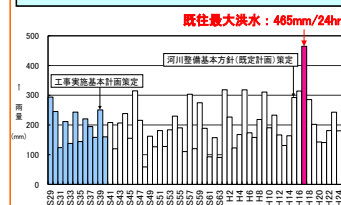
水位の状況（柏田）

- 計画高水位を約11時間超過



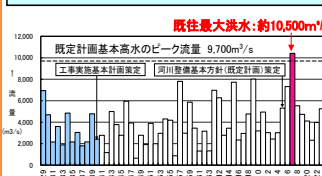
年最大24時間雨量

- 過去60年間で第1位の雨量を記録



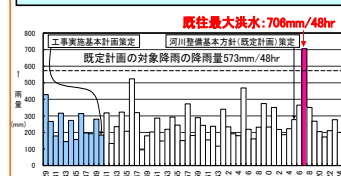
年最大流量

- 過去60年間で第1位であり、かつ基本高水のピーク流量以上の流量を記録



年最大48時間雨量

- 過去60年間で第1位であり、かつ既定計画の対象降雨の降雨量以上の雨量を記録



下流地区浸水被害

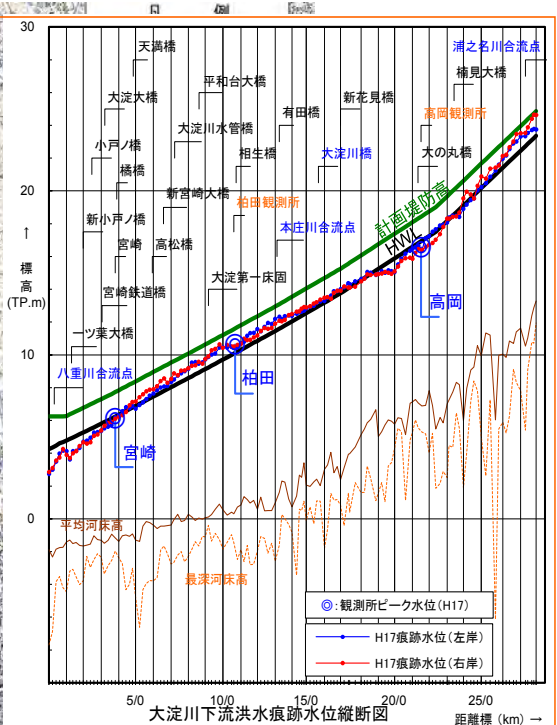
浸水面積	2,166 ha
床上	3,697 戸
床下	786 戸
合計	4,483 戸

平成17年9月出水対応(激特事業)

大淀川水系河川整備計画

- 平成17年9月洪水を踏まえ、大淀川の下流部および支川本庄川等では、平成17～21年度の5年間で河川激甚災害対策特別緊急事業として、築堤、河道掘削、排水機場等の河川整備を集中的に実施した。
- これにより、宮崎市街部の区間では、基準地点柏田の計画高水流量8,700m³/s相当の流下能力を確保したが、平成17年9月洪水と同じ流量が発生した場合には河川水位がHWLを上回る状況にある。

大淀川激甚災害対策特別緊急事業の概要



■河川激甚災害対策特別緊急事業の主な考え方

(目的)
平成17年9月出水と同規模の洪水に対して、外水氾濫及び内水による床上浸水被害の軽減を図る。

(方針)

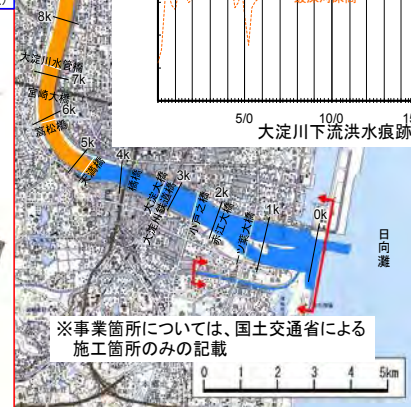
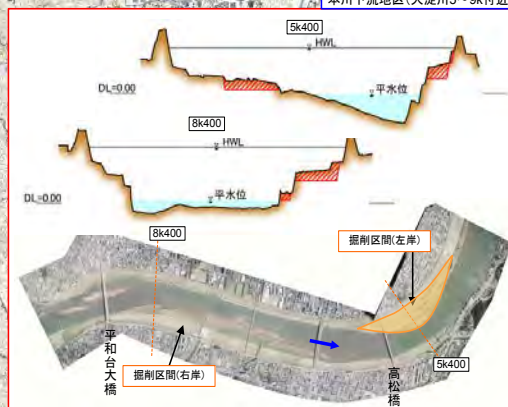
- 外水に対しては、基本方針河道を上限とした河道の整備(築堤・河道掘削)により、最大限の水位低減効果を図る。
- 内水に対しては、河道の整備により洪水継続時間の短縮を図ると共に、総合的な内水対策(排水機場等)を実施することにより、1/10規模の降雨に対して床上浸水被害の軽減を図る。

(整備内容)

【国土交通省】

総事業費：232億円、全12地区

事業内容：河道掘削、築堤、内水対策等



凡 例	
	河道掘削
	築堤
	内水対策
	大臣管理区間

河川利用に関する現状と課題

大淀川水系河川整備計画

- 河川空間は、宮崎市街部を中心として、サッカー、ゴルフ、釣り、カヌー等、憩いの場やレクリエーションの場として様々な利用がなされている。河川協力団体等の市民団体による自然観察・体験や環境教育等の活動も盛んである。
- 橋公園付近の大淀川河畔は、観光都市である宮崎の代表的な景観となっている。水質については、環境基準を概ね満足している。

人と河川との豊かな触れ合いの場、景観

上中下流で特色のある空間利用

【現状】

- 上流部では、都城盆地を緩やかに流れ、散策、水遊びなどによる憩いの場となっており、カヌーや採草地にも利用されている。
- 中流部では、溪流の様相を呈し、釣りなどで利用されている。
- 下流部では、宮崎市街地を流れ、サッカーやゴルフ等のスポーツのレクリエーションの場として利用されている。

【留意点】

- 河道掘削等にあたっては、現在の河川利用との調和を図るとともに、上中下流の河川特性を踏まえ、より一層魅力のある河川空間を創出していくことが必要。

憩いの場・レクリエーション空間としての利用

【現状】

- 都市空間の憩いの場としての釣りなどの利用に加え、橋公園や大淀川学習館では、観光客のカヌー体験など宮崎市の観光スポット、環境教育の場として利用されている。



＜向高運動広場（運動公園）＞
サッカーや野球などの球技を楽しむ、堤防上はサイクリングコースの一部となっている。



＜観音瀬＞
寛政3年（1791）から6年にかけて、川船が通行できるように掘削した岩瀬。



＜川の駅公園＞
川沿いのウォーキングコースやカヌー体験場などがあり、多くの利用者が賑わう。



＜水生生物調査＞
学生・河川協力団体とともに水生生物調査を実施している。また、河川敷にはサッカー場やゴルフ場もあり、多くの利用者が賑わう。



＜大淀川学習館＞
水辺での自然観察・体験や環境教育など大淀川を丸ごと学習することができる施設。館外施設『水辺の楽校』や『里山の楽校』では遊歩道を散策しながら自然を満喫することもできる。



＜橋公園＞
『日本の道100選』に選ばれた「観光都市宮崎」の発祥の地としてシンボリックな堤防沿いの公園。



＜溪流環境＞
日向山地と磐塚山地に挟まれた山間峡谷部は、河畔林と瀬・淵が連続する美しい溪流景観を呈す。



＜カヌー＞
カヌー一部の活動や市民団体によるカヌー体験などが行われている。

水 質

【現状】

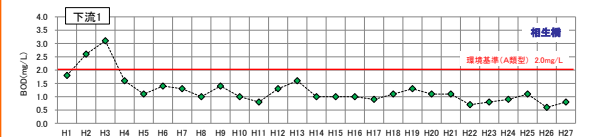
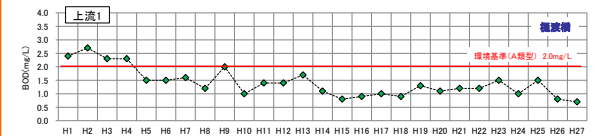
- 環境基準点である本川岳下橋、志比田橋、乙房橋、樋渡橋、大ノ丸橋、相生橋、小戸之橋、年見川宮丸橋、本庄川綾南川橋、本庄橋、柳瀬橋、綾北川入野橋、深年川太田原橋では、近年は概ね環境基準程度で推移している。

【留意点】

- 下水道等の関連事業、関係機関、河川協力団体、地域住民等との連携を図り、現状の水質を維持するとともに、更なる水質の向上を図ることが必要。



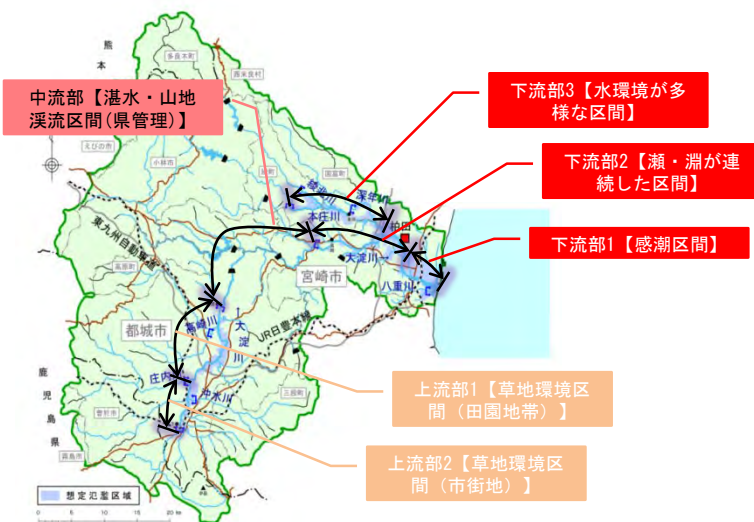
＜水質汚濁防止対策連絡協議会＞
水質保全のための事業計画や水質事故発生時の情報連絡体制の確認等を行っている。



河川環境に関する現状と課題 自然環境の概要(1)

大淀川水系河川整備計画

- 大淀川の直轄管理区間は、貴重な汽水環境を有する下流部1、瀬・淵が連続した下流部2、多様な水環境を有する支川本庄川の下流部3、田園地帯を背景とする草地環境を有する上流部1、同じく草地環境であるが都城市街地を背景とする上流部2の5つに区分される。
- なお、中流部は宮崎県管理区間であり、ダムの湛水による止水環境とその上下流の山地溪流を特徴とする。



下流部1の河川環境(0k0～9k2)

- ・汽水域にはコアマモ群落が分布し、その周辺にはアカメ等の稚仔魚が生息する。
- ・タブノキ等の河畔林で囲まれた丸島は、ミサゴやサギ類等多くの鳥類が生息する。
- ・河口周辺の砂浜には、県天然記念物であるアカウミガメが産卵のために上陸する。



下流部2の河川環境(9k2～28k0)

- ・瀬にはアユの産卵場が存在し、淵にはコイが生息する。また、アユを追って、スズキが遡上する。
- ・水際にはタコノアシ等の湿性植物が生育する。
- ・上流端付近の山付き区間では、スタジイを主とした照葉樹林が生育する。



下流部3の河川環境(本庄川0k0～17k0)

- ・本庄川は国内でも貴重な照葉樹林瀬の中を流れる清流で、平野部に入ると蛇行し瀬や淵が交互に見られるようになり、瀬にはアユの産卵場が多数存在する。
- ・広い低水敷に形成されたワンドや溜りには、ササバモやミズキンバイ等の水生植物が生育し、ミナメダカやモツゴ等が生息する。



上流部の河川環境(上流部1:53k8～70k0、上流部2:70k0～78k8)

- ・河床は砂礫層からなり、瀬にはオイカワやヨシノボリ類等、淵にはコイ等が生息する。
- ・高水敷のオギ群落等の草地にはカヤネズミ等が生息し、ゴマクサ等の明るい湿地環境を好む植物も生育する。



項目	下流部				中流部		上流部		
	下流部1 【感潮区間】	下流部2 【瀬・淵が連続した区間】	下流部3 【水環境が多様な区間】	本庄川 0k0～17k0	中流部 【湛水・山地溪流区間(県管理)】	28k0～53k8	上流部1 【草地環境区間(田園地帯)】	上流部2 【草地環境区間(市街地)】	53k8～78k8
セグメント	0k0～9k2	9k2～28k0	28k0～53k8	53k8～70k0	70k0～78k8				
地形	平地	平地～山地	山地	山地	山地				
勾配	1/5000程度	1/1000 ～1/5000程度	1/300 ～1/700程度	1/200 ～1/800程度	1/1000程度	1/1000程度			
流水状況	感潮区間	淡水流水区間	淡水流水区間	淡水流水区間	淡水流水区間				
土地利用	市街地・宅地	森林・農地・宅地	山地	農地	市街地・宅地				
特徴	汽水域、淀み、中州、砂浜	連続する瀬・淵、山付き林	多様な水環境(瀬・淵、ワンド・溜り)	湛水区間、河畔林、山地溪流	田園地帯を背景とする草地環境	市街地を背景とする草地環境			
植物相	コアマモ群落、タブノキ	タコノアシ、スタジイ	ミズキンバイ、ササバモ	広葉樹林、竹林	オギ群落、ゴマクサ				
動物相	ミサゴ、サギ類、アカウミガメ、アカメ	アユ、スズキ、コイ	アユ、ミナメダカ、モツゴ	コガネ、カジガエル、アユ、カワアナゴ	カヤネズミ、ヨシノボリ類、オイカワ、コイ				

河川環境に関する現状と課題 自然環境の概要(2)

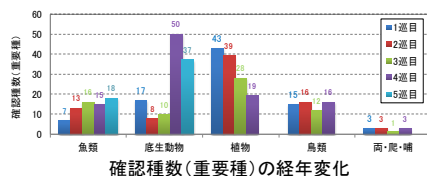
大淀川水系河川整備計画

- 最新の河川水辺の国勢調査では、重要種として魚類18種、底生動物37種、植物19種、鳥類16種、両生類・爬虫類・哺乳類3種が確認されている。
- 特定外来生物(魚類・植物・両生類)の生息・生育が確認されているため、今後も注視して行く必要がある。
- 大淀川本川下流の直轄区間には9k付近に大淀第一床固が存在するが、魚類の移動については問題ない。

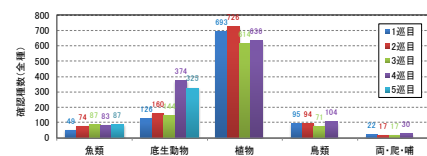
重要種の確認状況

- ・重要種は魚類、鳥類、両生類・爬虫類・哺乳類は経年的に大きな変化はみられない。
- ・底生動物は平成17年の全体調査計画見直しに伴い、河口部の調査地点が拡大(八重川河口を含む)されたことから、重要種が大幅に増加した。

項目	魚類	底生動物	植物	鳥類	両・爬・哺
1巡目	H3	H4	H4~H5	H6	H6
2巡目	H8	H8	H11	H12	H12
3巡目	H15	H15	H16	H17	H17
4巡目	H21	H20	H27	H27	H27
5巡目	H26	H26			



確認種数(重要種)の経年変化



確認種数(全種)の経年変化



アカメ



タコノアシ



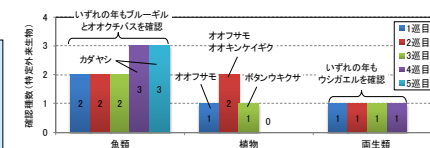
ミズキンバイ



カヤネズミ(球集)

外来種の確認状況

- ・特定外来生物は、魚類、植物、両生類ともに経年的に大きな変化はみられない。
- ・継続して確認されているのは、魚類のブルーギル、オオクチバス、両生類のウシガエルとなっている。



確認種数(特定外来種)の経年変化

項目	魚類	植物	両生類
1巡目	H3	H4~H5	H6
2巡目	H8	H11	H12
3巡目	H15	H16	H17
4巡目	H21	H27	H27
5巡目	H26		



ブルーギル



オオクチバス



カダヤシ



オオフサモ



オオキンケイギク



ポタンウキクサ



ウシガエル

水域の連続性確保(大淀川本川下流9k2~28k2)

- ・大淀川本川下流の直轄区間には9k付近に大淀第一床固が存在するが、魚類の移動については問題ない。

大淀川水系(直轄区間)における横断工作物の状況

河川名	施設名称	施設構造	位置	施設完成年	魚道名称	魚道完成年	魚道の位置	魚道の種類	対象魚	H26選上可否	魚道有無
大淀川	大淀川第1床固	床固工	9.3	-	-	-	-	タイプ	-	○	×
本庄川	本庄第2床固	床固工	8.6	1988	本庄第2床固 魚道	1988	中央	水路タイプ	アユ	○	○
大森井	大森井堰	固定堰	12.7	不明	大森井堰 魚道	不明	右岸	フルタイプ	アユ	△	○
宮ノ谷用水井	宮ノ谷用水井堰	固定堰	15.5	不明	宮ノ谷用水井堰 魚道	不明	右岸	水路タイプ	アユ	×	○
三宅川	三宅川堰	固定堰	3.2	不明	三宅川堰 魚道	不明	中央	フルタイプ	アユ	×	○
大森井	大森井堰	固定堰	3.4	不明	大森井堰 魚道	不明	中央	水路タイプ	アユ	×	○
綾北川	川久保床固	床固工	11.6	不明	川久保床固 魚道	不明	右岸	フルタイプ	アユ	△	○
冷水川	川東第1床固	床固工	1.3	不明	川東第1床固 魚道	不明	左岸	複合タイプ	アユ	×	○

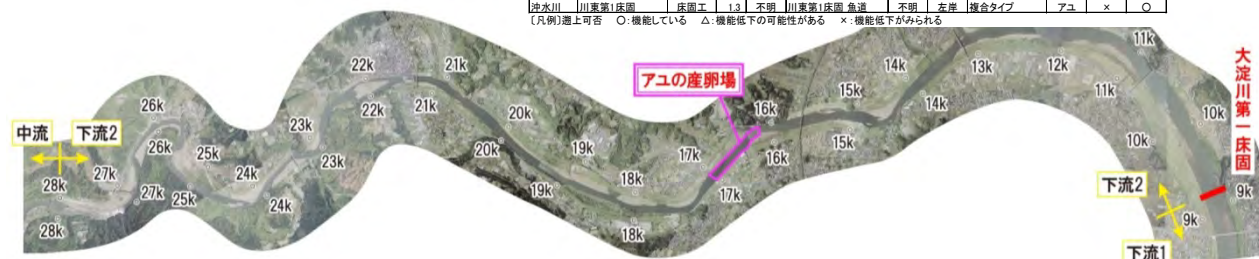
(凡例)選上可否 ○:機能している △:機能低下の可能性ある ×:機能低下がみられる



アユ産卵場の瀬(16k~17k付近)



アユ



河川環境に関する現状と課題

激特事業における「環境・景観」への配慮 大淀川水系河川整備計画

内容：宮崎市街部の河道掘削（約67万m³）

場所：本川下流【大淀川4k800～9k200】

配慮：左岸掘削「景観及び水際生息域の多様化」

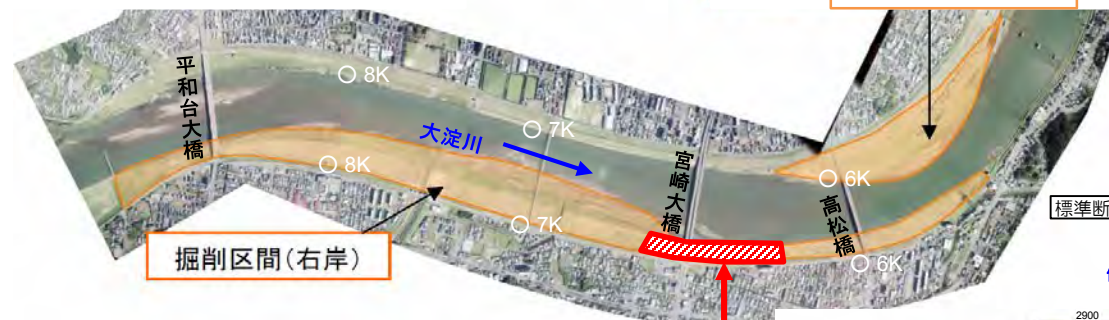
- ・既存のフンドを保全する
- ・掘削面に微妙な凹凸によるアンジュレーションをつけ、できるだけ平坦に仕上げず、川らしい形状とする
- ・掘削面を平水位より若干下までの平均H=1.5m掘削掘り下げ

右岸掘削「貴重な植物の移植等の保全・復元」

- ・貴重な植物の移植として、ウマノスズクサ、ケヤキ等の樹木を移植

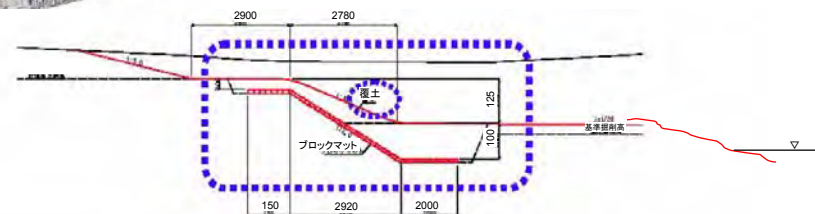


掘削区間(左岸)

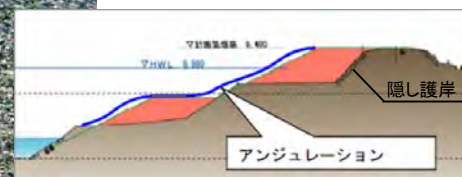


標準断面図:低水路護岸(小戸地区)

低水路、ブロックマット上に覆土



ウマノスズクサ
・宮崎県 RDB(準絶滅危種)
・県内で自生地は限られている。
・多年生のツル植物、ラッパ状の花筒が特徴的である。
・平地の日当たりの良い林縁に生育



河川環境に関する現状と課題 河川空間の利用の概要

大淀川水系河川整備計画

■大淀川は上流部から下流部まで各種イベントや自然との触れ合い活動の場として、多くの人々に河川空間が利用されている。

上流部(樋渡上流)

- 上流部には関之尾の滝と鮎穴、長田峡等の景勝地が多く、その周辺には宿泊レジャー施設が整備され、自然探勝や行楽に訪れる人々で賑わう。
- また、各種イベント(曾於市末吉町カヌー大会、都城市高城町イカダくだり大会等)が催され、活発に利用されている。



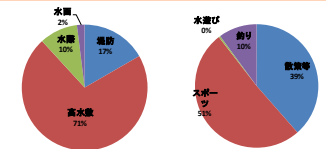
大淀川上流 高水敷利用位置図



長田峡

中流部(宮崎市街部上流)

- 宮崎平野までの狭窄部となる中流部は釣り場が多く、大淀川第一、第二ダムや岩瀬ダムがあり、岩瀬ダム湖(野尻湖)は毎年9月上旬には「九州地区釣り大会」が開かれるなど、多くの釣り人で賑わう。



場所別集計	利用形態別集計
堤防	1603
高水敷	6873
水際	948
水面	188
合計	9612
	散策等 3703
	スポーツ 4801
	水遊び 40
	釣り 968
	合計 9612

H26 空間利用実態調査報告書

下流部(宮崎平野～河口)

- 宮崎市街部が位置する下流部は、河川利用が盛んであり、大淀川の歴史・自然・文化を学べる「大淀川学習館」が整備され、さらに、遊びながら自然とふれあえる河川空間づくりを目指し、「大淀川水辺の楽校プロジェクト事業」も整備が行われている。
- 高水敷では各種イベント(大淀川納涼花火大会、大淀川イカダ下り大会等)が開かれ、8月中旬には大淀川河畔「橘公園」で「みやざき夏の夜祭り」が開催されている。
- 川の水と海水が混ざり合う河口付近では、釣りの良場として多くの釣り客で賑わう。
- 上流に日本一の照葉樹林の面積を有する本庄川は、その豊かな自然環境を利用し、河川プールやキャンプ場が整備され、自然との触れ合いを楽しめ、秋には五穀豊穡を祈願して、河川敷で相撲大会、郷土芸能等が催される。



大淀川納涼花火大会

大淀川下流 高水敷利用位置図



大淀川学習館



大淀川親水公園

河川環境に関する現状と課題 流域の歴史・文化

大淀川水系河川整備計画

■大淀川流域には歴史的に重要な文化財・史跡が多く、国指定で21件、県指定で73件もの文化財が存在する。

■流域内には2つの国立・国定公園及び2つの県立自然公園があり、支川庄内川上流にある関之尾の滝や甌穴群等の景勝地が数多く点在し、自然探勝や行楽に訪れる人々で賑わいを見せる。



大淀川流域内国指定文化財位置図



大淀川流域内自然公園位置図

大淀川流域内自然公園				
種別	公園名	流域内関係市町村	指定年月日	備考
国立・国定公園	①霧島屋久国立公園	えびの市 小林市 都城市 高原町	S 9. 3.16 特別保護地区 S42. 3.23	25座の集成火山、 暖帯多雨林ミヤマ クリシマの大群落
	②九州中央山地国定公園	小林市 綾町 西米良村	S57. 5.15	原生林のすぐれた 自然景観と豊かな 動植物、歴史的 文化財資源に富む
県立自然公園	③母智丘・関之尾県立自然公園	都城市	S33. 9. 1 特別地域 S46. 2. 5	関之尾の滝、甌 穴群、桜並木
	④わにつか県立自然公園	宮崎市 都城市 三股町 山之口町	S36. 3.31 拡張の特別地域 S41.12.24	山頂展望、溪谷



⑩去川のイテヨウ



⑤興玉神社内神殿



⑫蓮ヶ池横穴群



①霧島屋久国立公園



②九州中央山地国定公園

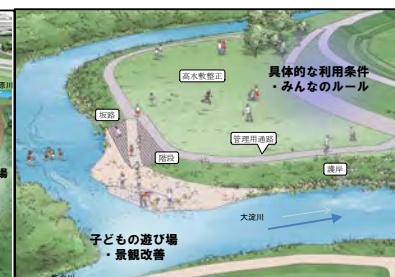
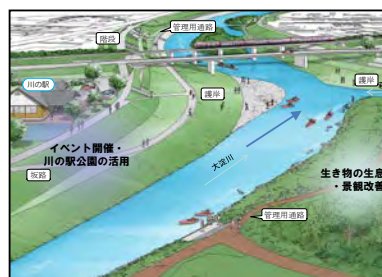


③母智丘・関之尾県立自然公園(関之尾の滝)

河川環境に関する現状と課題 大淀川水系におけるかわまち計画

大淀川水系河川整備計画

- 都城市においても、川の駅公園周辺の大淀川で「かわまちづくり」の取組みを実施していく。(平成28年3月28日「かわまちづくり支援制度」に登録)
- 「都城かわまちづくり検討会」「みやこんじょかわまち会議」で、利活用・維持管理方策を検討している。

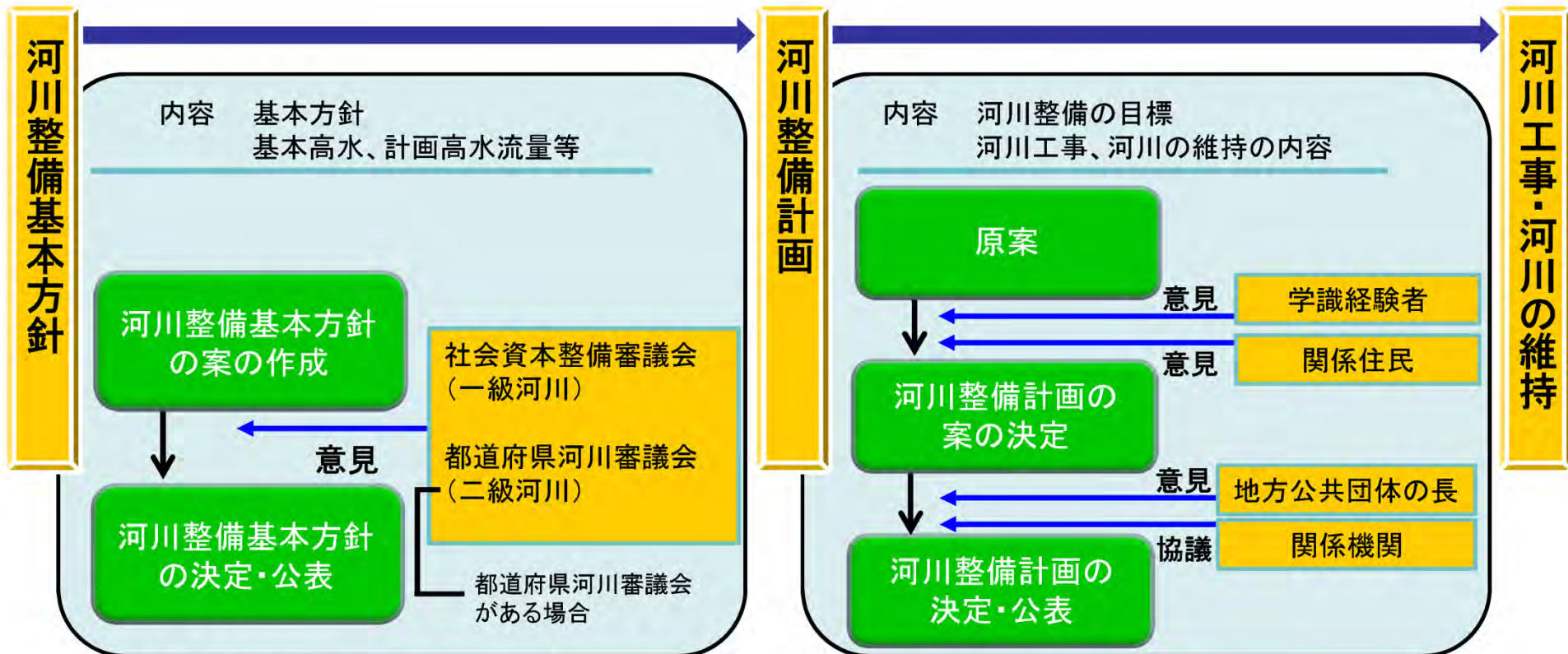


	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
都城かわまちづくり検討会	●	●	●	●
みやこんじょかわまち会議	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●	● ● ● ● ●
整備(工事)予定 ※変動の可能性あり	多目的広場 水辺の交流ゾーン		ネットワークルート	
利活用・維持管理計画	-----	-----	-----	-----

上流側の「多目的広場」から整備に着手し、4ヶ年で全体の整備完了を目標に進める。

2. 河川整備基本方針と 河川整備計画について

2. 河川整備基本方針と河川整備計画について



(河川整備基本方針)

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

(河川整備計画)

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

大淀川水系河川整備基本方針

平成15年2月(計画規模:1/150)
大淀川水系河川整備基本方針策定
基準地点:柏田
基本高水のピーク流量:9,700m³/s
河道への配分流量:8,700m³/s
計画雨量:573mm/48hr

「平成17年9月洪水」
発生

平成28年7月(計画規模:1/150)
大淀川水系河川整備基本方針変更
基準地点:柏田
基本高水のピーク流量:11,700m³/s
河道への配分流量:9,700m³/s
計画雨量:458mm/24hr

大淀川水系河川整備計画

平成18年3月
大淀川水系河川整備計画策定
基準地点:柏田
【河川整備により安全に流下させることが可能となる流量】
洪水調節前流量:8,100m³/s
洪水調節後流量:7,200m³/s

社会を取り巻く状況の変化

大淀川水系河川整備計画
の変更について検討

3. 河川整備計画策定後の社会を 取り巻く状況の変化

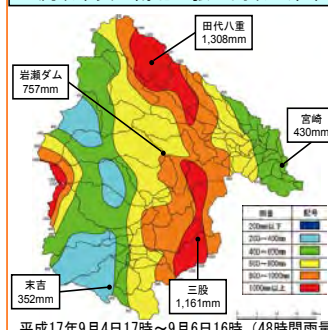
3. 河川整備計画策定後の社会を取り巻く状況の変化

①平成17年9月洪水の発生

- 平成17年9月の台風14号に伴う降雨によって、基準地点柏田上流の流域平均雨量が24時間で約465mm、48時間で約706mmを記録した。
- これにより、基準地点柏田では、観測史上最大流量の約9,500m³/sを記録した。ダムによる洪水調節や氾濫が生じなかった場合の同洪水のピーク流量は約10,500m³/sとなり、基本高水のピーク流量9,700m³/sを大きく上回った。

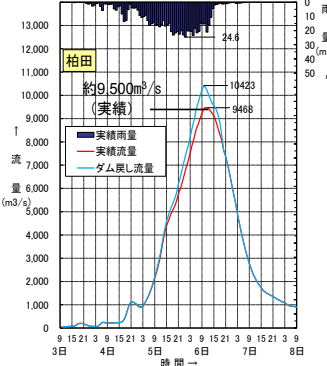
等雨量線図

- 流域中央の南北に強い雨域が集中



平成17年9月4日17時～9月6日16時（48時間雨量）

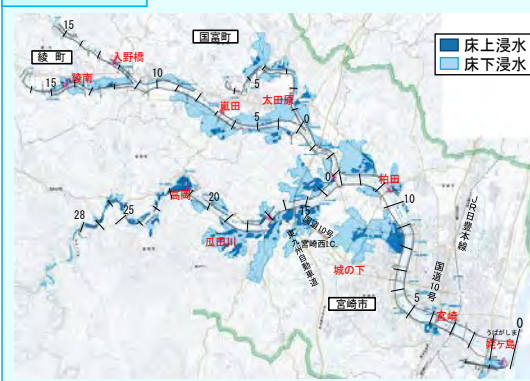
H17洪水雨量・流量



主な洪水被害

- 下流部を中心として大淀川水系の広範囲において約4,700戸（うち床上浸水は約3,800戸）の浸水被害が発生
- 宮崎市においては、浄水場や医療機関等が浸水し、地域の社会経済に大きな影響を及ぼした

大淀川下流部



自衛隊による土のう積み（宮崎市街部）



宮崎市内の住宅浸水（大谷川沿い）



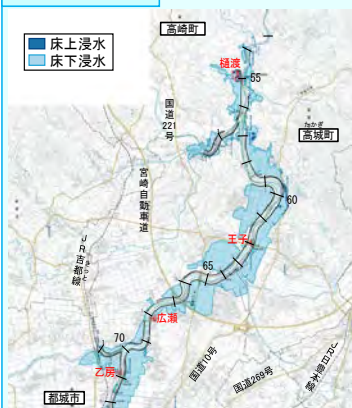
医療機関の浸水（宮崎市提供）



浄水場の浸水（宮崎市）



大淀川上流部

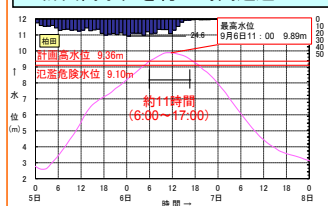


上流地区浸水被害

浸水戸数	浸水面積	1,155 ha
	床上	137 戸
	床下	86 戸
合計		223 戸

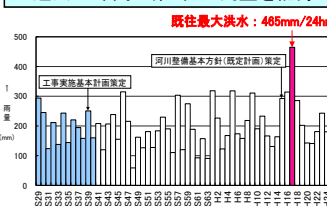
水位の状況（柏田）

- 計画高水位を約11時間超過



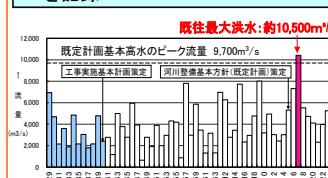
年最大24時間雨量

- 過去60年間で第1位の雨量を記録



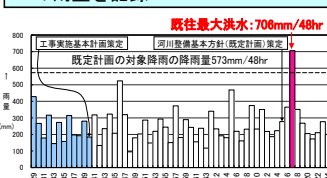
年最大流量

- 過去60年間で第1位であり、かつ基本高水のピーク流量以上の流量を記録



年最大48時間雨量

- 過去60年間で第1位であり、かつ既定計画の対象降雨の降雨量以上の雨量を記録



下流地区浸水被害

浸水戸数	浸水面積	2,166 ha
	床上	3,697 戸
	床下	786 戸
合計		4,483 戸

3. 河川整備計画策定後の社会を取り巻く状況の変化

②「大淀川水系河川整備基本方針」の変更

- 大淀川水系の河川整備基本方針については、平成15年2月に策定しているが、その後の平成17年9月洪水において既往最大の洪水が発生し、甚大な浸水被害が生じたこと等を踏まえて、平成28年7月に変更を行った。
- 計画高水流量について、柏田地点8,700m³/sから9,700m³/sに変更した。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成28年7月15日
水管理・国土保全局

大淀川水系河川整備基本方針の変更について ～平成17年台風14号洪水を踏まえた河川整備目標の見直し～

国土交通省では、「大淀川水系河川整備基本方針」に定める目標流量を上回る流量を記録した平成17年9月洪水を踏まえ、洪水防御に関する計画の基本となる流量等を見直す変更を平成28年7月14日付けで行いました。

大淀川水系では、河川法に基づき、大淀川水系における長期的な河川整備の方針を定めた「大淀川水系河川整備基本方針」が平成15年2月に定められていますが、平成17年9月の台風14号による洪水において、宮崎市街部等の大淀川沿川において約4,700戸の家屋・事業所が浸水するなど甚大な被害が発生したことから、緊急的・集中的に河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）等により、対策を実施してまいりました。

平成17年9月洪水は同方針に定める目標を大きく上回る流量を記録していたことから、激特事業後の河道のモニタリングの結果等を踏まえて、同方針を変更することとしました。

河川整備基本方針を変更する際には、社会資本整備審議会の意見を聴くこととされており、同河川分科会での審議を踏まえ、平成28年7月14日付けで大淀川水系河川整備基本方針を変更しました。

※大淀川水系河川整備基本方針については以下のリンク先に掲載しております。

http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/about.html

※社会資本整備審議会での審議経過は以下のリンク先に掲載しております。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/

<添付資料>

○大淀川水系河川整備基本方針の変更の概要

問い合わせ先

水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室課長補佐 大野 良徳
代表 03 (5253) 8111 内線 35372
直通 03 (5253) 8445
Fax 03 (5253) 1602

大淀川水系河川整備基本方針(変更)について

1. 変更の概要

大淀川水系の河川整備基本方針については、平成15年2月に定められていますが、平成17年9月の洪水で河川整備基本方針に定める目標流量を上回る洪水が発生し、甚大な被害が生じたこと等を踏まえて、主に次の点を変更しました。

○河川整備の基本となるべき事項

平成17年9月洪水等の既往洪水について検討した結果、基本高水のピーク流量と計画高水流量を次のとおり変更しました。

基準地点：柏田(かしわだ)		(単位：m ³ /s)
項 目	現行計画	変 更
基本高水のピーク流量	9,700	11,700
洪水調節施設による調節流量	1,000	2,000
計画高水流量	8,700	9,700

2. 河川整備基本方針本文の主な変更箇所

①平成17年9月台風14号の記述の追加

(1. (1)流域及び河川の概要)

②今後の河川整備の方針に関する記述の追加等

(1. (2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ア 災害の発生の防止又は軽減
ウ 河川環境の整備と保全)

③「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」の社会整備 審議会答申(平成27年12月)を踏まえた追記

(1. (2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ア 災害の発生の防止又は軽減)

④基本高水のピーク流量、主要な地点における計画高水流量の変更

(2. (1)基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
(2)主要な地点における計画高水流量に関する事項)

3. 大淀川水系の概要

大淀川は、その源を宮崎県と鹿児島県の県境に位置する中岳に発し、都城盆地を貫流して、中流の山間狭窄部を流れ、宮崎平野に入った後、本庄川等の支川を合わせて日向灘に注ぐ、幹川流路延長107km、流域面積2,230km²の一級河川です。

下流部は、宮崎県の県庁所在地である宮崎市の市街地を、上流部は宮崎県内で二番目の人口を擁する都城市の市街地を貫流しています。

3. 河川整備計画策定後の社会を取り巻く状況の変化

③近年発生した大規模災害等を踏まえた今後の対策、法律改正及び答申等

H23.3 東北地方太平洋沖地震が発生



H23.6 今後の津波防災対策の考え方を提言

…中央防災会議専門調査会が、「今後の津波防災等の基本的な考え方について」提言

H23.12 津波防災地域づくりに関する法律

…将来起りうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設し、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくりを推進

H24.2 河川構造物の耐震性能照査指針

…国土交通省水管理・国土保全局治水課が、「河川構造物の耐震性能照査指針」を作成

H25.4 社会資本整備審議会河川部会

…「安全を持続的に維持するための今後の河川管理のあり方について」答申

H25.7 水防法及び河川法改正

・河川管理者による水防活動への協力

- ・事業者等による自主的な水防活動の促進
- ・河川管理施設等の維持又は修繕
- ・河川協力団体制度の創設
- ・従属発電のための水利用に関する登録制度の創設

H27.1 新たなステージに対応した防災・減災のあり方

…最悪の事態も想定して、個人、企業、地方公共団体、国等が、主体的に、かつ、連携して対応することが必要であり、これらについての今後の検討の方向性についてとりまとめ

H27.7 改正水防法施行

…浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表

3. 河川整備計画策定後の社会を取り巻く状況の変化

③近年発生した大規模災害等を踏まえた今後の対策、法律改正及び答申等

- H27.8 気候変動に適應した治水対策検討小委員会
「水災害分野における気候変動適應策のあり方について」
・ 比較的発生頻度の高い外力に対し、施設により災害の発生を防止
・ 施設の能力を上回る外力に対し、施策総動員して、できる限り被害を軽減
・ 施設の能力を大幅に上回る外力に対し、ソフト対策を重点に「命を守り」「壊滅的被害を回避」
- H27.9 関東・東北豪雨災害が発生
↓
- H27.12 大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について
…「洪水による氾濫が発生することを前提として、社会全体でこれに備える
「水防災意識社会」を再構築する」旨を答申
- H28.4 熊本地震の発生
- H28.8 北海道・東北豪雨（台風10号）が発生
↓
- H29.1 中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について
…「『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』『地域社会機能の継続性を確保すること』を目標とする」旨を答申
- H29.2 水防法等の一部を改正
・ 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築
・ 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用
- H29.6 「ダム再生ビジョン」の策定
…ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良などの既設ダムの有効活用を加速するための方策をとりまとめ

4. 大淀川水系整備計画(変更原案)の 対象区間及び期間について

■大淀川水系河川整備計画(変更原案)における対象区間及び期間については、下記とします。

○大淀川水系河川整備計画の対象区間及び期間

【計画の対象区間】

- ・本計画の対象区間は大淀川水系の国の管理する区間、宮崎県及び鹿児島県の管理する区間とします。

【河川整備計画の対象期間】

- ・本計画の計画対象期間は、概ね30年間とします。なお、本計画は現時点における社会経済状況や水害の発生状況、河川整備の状況、河川環境の状況等を前提として定めるものであり、これらの状況の変化や新たな知見の蓄積、技術の進捗等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

5. 大淀川水系整備計画の 主な変更内容について

5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

変更の要点

変更に至った経緯

- 平成15年2月に当初の河川整備基本方針、平成18年3月に現行の河川整備計画を策定
- 上記の河川整備基本方針策定以降の平成17年9月洪水において、当時の基本高水・計画高水を超過する洪水が発生し、浸水家屋約4,700戸を数える甚大な浸水被害が発生
- 平成17年9月洪水を踏まえ、河川整備基本方針を平成28年7月に変更
- 河川整備基本方針変更などの河川を取り巻く状況の変化や現河川整備計画の進捗を鑑み、今回、河川整備計画を変更する

整備計画変更のポイント

①平成17年9月洪水、河川整備基本方針見直しを踏まえた変更

- 目標流量：河川整備基本方針改定において、計画高水流量の変更（8,700→9,700m³/s）等がなされたこと、現整備計画目標を上回る洪水が発生したことなどを踏まえ変更する。
- 整備メニュー：河川整備計画目標流量が大きくなることから、河道掘削等や遊水地の整備を行う。
また、岩瀬ダム（宮崎県管理）の再生について調査・検討を行う。
- 整備期間：概ね30年

計画	基準地点	目標流量（ ）内は河道流量	目標規模
変更整備計画	柏田	10,500 (9,100) m ³ /s	H17.9洪水（既往1位）
現整備計画		8,100 (7,200) m ³ /s	S57.8洪水（既往2位）
基本方針		11,700 (9,700) m ³ /s	計画規模（1/150）

②法律改正及び答申等を踏まえた変更

- 「地震津波対策」を追加
- 「水防災意識社会再構築」に関する記載の追加
- 「施設能力を上回る洪水等への対策」を追加
- 「気候変動への適応」を追加
- 「ダム再生ビジョン」に関する取り組みを追加

③その他の事項による修正

- 現行計画に記載している統計データの時点修正
- 整備の進捗状況に合わせた記載内容の時点修正

■大淀川水系河川整備計画(変更原案)における河道整備の基本的考え方

- ・ 宮崎県第1位・2位の都市である宮崎市街部及び都城市街部のリスク低減を目的に遊水地（宮崎市1箇所、都城市2箇所）の整備を実施。
- ・ 岩瀬ダム（宮崎県管理）の再生について調査・検討を実施。
- ・ 洪水調節施設（遊水地、岩瀬ダム再開発）の流量低減効果を見込んだうえで、大淀川水系全体として上下流バランスを考慮した目標流量に対して家屋の浸水被害を防止することを目的に河道整備を実施。

堤防の整備

- ・ 今回、目標流量に対して家屋の浸水被害が想定される箇所について堤防整備を実施（大淀川72km付近左岸、本庄川5km付近左岸、綾北川15km付近左岸、高崎川1km付近右岸）
- ・ 堤防法線の是正を行い水位低減が必要な箇所については引堤を実施（大淀川71km付近右岸、高崎川1km付近左岸）

河道の掘削

- ・ 目標流量に対して水位がHWL以下に収まらない箇所について河道の掘削を実施
- ・ 支川についても本川の河道掘削による水位低減効果を踏まえたうえで、河道掘削が必要な箇所について河道掘削を実施。

5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

■ 環境保全の概要 環境保全及び河川整備の基本方針

■大淀川の豊かな自然環境の保全・創出するために、下記の環境保全と河川整備の基本方針を踏まえ、適切に対応する。

■環境保全の基本方針

○大淀川の豊かな自然環境を保全・創出するために、高水敷に生息・生育・繁殖する動植物や近年減少している水域や水際の植物・自然裸地等に配慮した河川整備を行う。

○改修計画箇所において新たに保全対象種が確認された場合や保全措置を実施する際は、学識者等の助言を仰ぎながら適切に対応する。

■河川整備の基本方針

○高水敷の多様な動物の生息場を保全するために、他の生息場への自力移動を促す段階的施工を行う。また、保全すべき重要な植物が確認された場合は表土移植等の保全措置を行う。

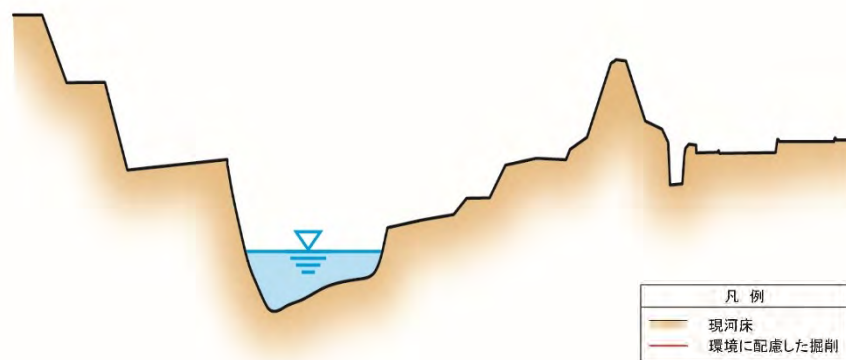
○高水敷掘削で比高を下げることにより、減少傾向にある湿生植物等が復元できる環境を創出する。

○水域や水際の植物の保全・再生を図るために、水裏部については河岸を緩傾斜に掘削することにより、冠水頻度の異なる多様な環境（エコトーン）を創出し、魚類や底生動物等の良好な生息環境を確保する。

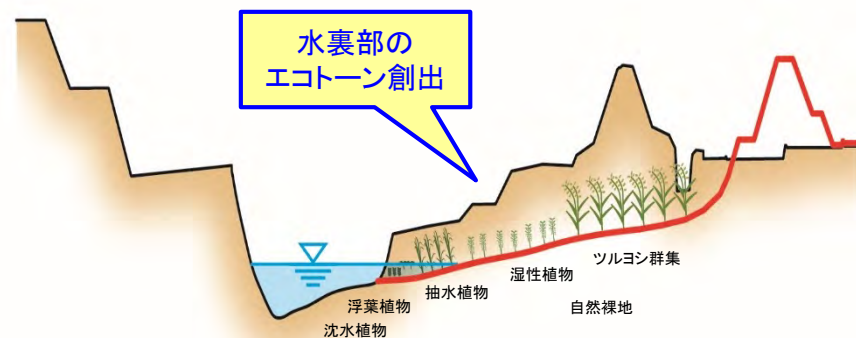
○また、消失種を復元させるために、エコトーン創出に加え、水際は平面形や護岸（空隙・凹凸・植生・ワンド等）に変化をつける工夫を取り入れる。

■将来予想される環境

○環境に配慮した河川整備を行うことにより、湿地環境が広がり、外来種が占める割合が高い乾性植物が減少するとともに、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる良好な環境となることが期待される。



現況河道 ※イメージ



環境に配慮した掘削 ※イメージ

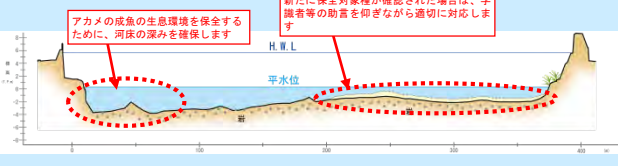
5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について[下流域]

治水

■整備計画目標流量の変更に伴い、河川整備の内容を変更

大淀川右岸 3/200 付近(河道掘削)

- 必要な河道断面積が確保されていない箇所の河道掘削や樹木伐開等を実施



大淀川右岸 7/800 付近(河道掘削)

- 必要な河道断面積が確保されていない箇所の河道掘削や樹木伐開等を実施



大淀川下流遊水地

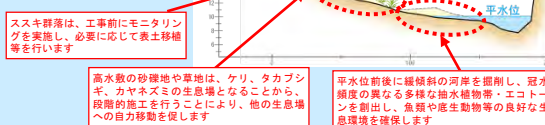
岩瀬ダム(既設ダムの有効活用)

- 大淀川において戦後最大の平成17年9月洪水と同規模の洪水を安全に流下させるため、大淀川上流部、中流部及び下流部において遊水地を整備
- 既設の岩瀬ダムを有効活用し、洪水調節機能を増強



大淀川左岸 26/800 付近(河道掘削)

- 必要な河道断面積が確保されていない箇所の河道掘削や樹木伐開等を実施



本庄川右岸 5/400 付近(築堤)

- 堤防高・断面が不足している地区等において堤防整備を実施

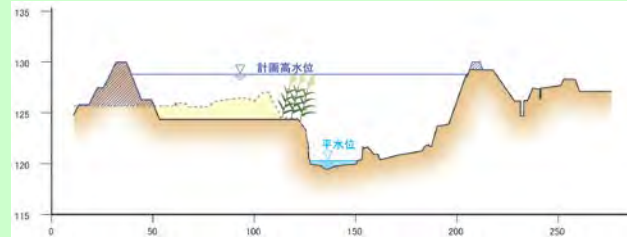


5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について[上流域]

治水

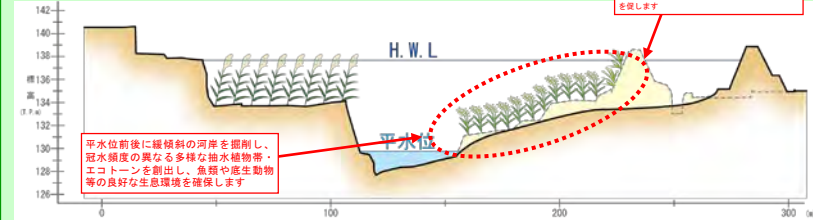
■整備計画目標流量の変更に伴い、河川整備の内容を変更

高崎川左岸 1/200 付近(引堤)



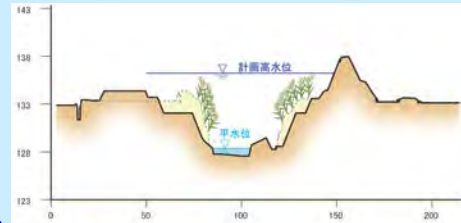
・川幅が狭く、流下能力が低い高崎川1/000～2/000付近において、川幅を広げるための堤防整備を実施

大淀川右岸 72/000 付近(引堤)



・川幅が狭く、流下能力が低い都市部の金田地区において、川幅を広げるための堤防整備を実施

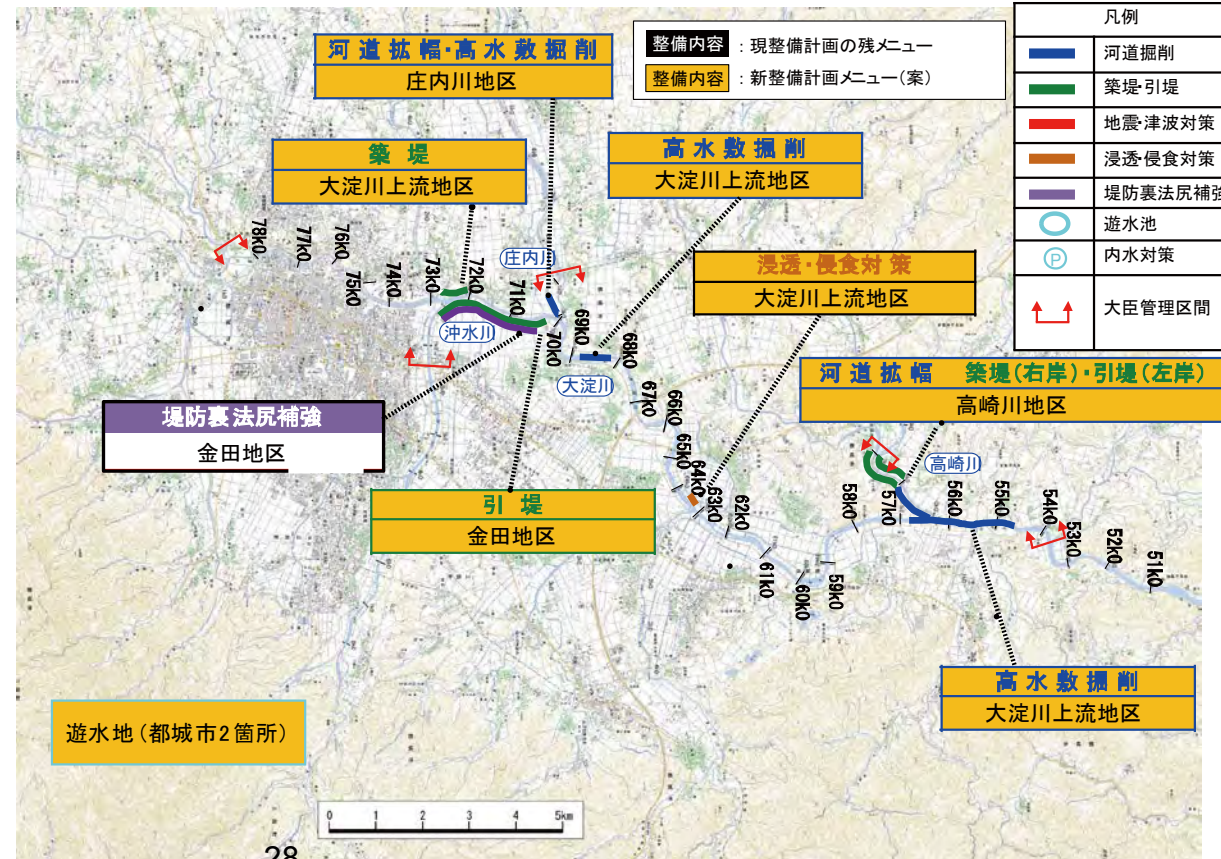
庄内川左右岸 0/200 付近(河道掘削)



・必要な河道断面面積が確保されていない箇所の河道掘削や樹木伐開等を実施

大淀川上流遊水地

・大淀川において戦後最大の平成17年9月洪水と同規模の洪水を安全に流下させるため、大淀川上流部、中流部及び下流部において遊水地を整備



5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

変更箇所目次

■ 整備計画の構成について、社会情勢の変化等に伴う記載の追加等を踏まえて下記のとおり構成を変更した。

大淀川水系河川整備計画 目 次

1. 大淀川の概要
 - 1.1 流域及び河川の概要
 - 1.2 治水の沿革
 - 1.3 利水の沿革
2. 大淀川の現状と課題
 - 2.1 治水の現状と課題
 - 2.1.1 洪水対策
 - 2.1.2 堤防の安全性
 - 2.1.3 高潮、地震・津波対策
 - 2.1.4 河川管理施設の維持管理
 - 2.2 河川の利用及び河川環境の現状と課題
 - 2.2.1 河川水の利用
 - 2.2.2 河川空間の利用
 - 2.2.3 河川環境
3. 河川整備の目標に関する事項
 - 3.1 河川整備の基本理念
 - 3.2 河川整備計画の対象区間
 - 3.3 河川整備計画の対象期間
 - 3.4 洪水、地震、津波等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
 - 3.4.1 洪水対策
 - 3.4.2 地震・津波対策
 - 3.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
 - 3.6 河川環境の整備と保全に関する目標
4. 河川整備の実施に関する事項
 - 4.1 河川整備の実施に関する考え方
 - 4.1.1 洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減
 - 4.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持
 - 4.1.3 河川環境の整備と保全及び河川利用の場
 - 4.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要
 - 4.2.1 洪水、地震・津波対策等に関する整備
 - 4.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備
 - 4.2.3 河川環境の整備と保全及び河川利用の場としての整備
 - 4.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
 - 4.3.1 洪水、高潮、地震・津波等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
 - 4.3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
 - 4.3.3 河川環境の整備と保全に関する事項
5. 大淀川の川づくりの進め方
 - 5.1 関係機関、地域住民との連携
 - 5.2 地域住民の関心を高めるための広報活動

大淀川水系河川整備計画(変更原案) 目 次

1. 大淀川の概要
 - 1.1 流域及び河川の概要
 - 1.1.1 流域の概要
 - 1.1.2 地形・地質
 - 1.1.3 気候・気象
 - 1.1.4 自然環境
 - 1.1.5 歴史・文化
 - 1.1.6 土地利用
 - 1.1.7 人口
 - 1.1.8 産業
 - 1.2 治水の沿革
 - 1.2.1 水害の発生状況
 - 1.2.2 治水事業の沿革
 - 1.3 利水の沿革
2. 大淀川の現状と課題
 - 2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
 - 2.1.1 洪水対策
 - 2.1.2 堤防の安全性
 - 2.1.3 内水対策
 - 2.1.4 高潮、地震・津波対策
 - 2.1.5 施設の能力を上回る洪水等への対応
 - 2.1.6 気候変動への適応
 - 2.1.7 河道の維持管理
 - 2.1.8 河川管理施設の維持管理
 - 2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
 - 2.2.1 水利用
 - 2.2.2 渇水時等の対応
 - 2.3 河川環境の整備と保全に関する事項
 - 2.3.1 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出
 - 2.3.2 水質の保全
 - 2.3.3 良好な景観の維持・形成
 - 2.3.4 人と河川の豊かなふれあいの場の確保
3. 河川整備計画の対象区間及び期間
 - 3.1 計画の対象区間
 - 3.2 河川整備計画の対象期間
4. 河川整備計画の目標に関する事項
 - 4.1 河川整備の基本理念
 - 4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
 - 4.2.1 洪水対策
 - 4.2.2 内水対策
 - 4.2.3 高潮、地震・津波対策
 - 4.2.4 施設の能力を上回る洪水を想定した対策
 - 4.2.5 気候変動への対応
 - 4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
 - 4.4 河川環境の整備と保全に関する事項
 - 4.4.1 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出
 - 4.4.2 水質の保全
 - 4.4.3 良好な景観の維持・形成
 - 4.4.4 人と河川の豊かなふれあいの場の確保
5. 河川の整備の実施に関する事項
 - 5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - 5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
 - 5.1.2 河川環境の整備と保全に関する事項
 - 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所
 - 5.2.1 大淀川水系の特徴を踏まえた維持管理の事項
 - 5.2.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
 - 5.2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
 - 5.2.4 河川環境の整備と保全に関する事項
6. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項

赤字: 主な変更箇所※

※当該箇所以外にも時点更新等により変更あり

5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

1. 大淀川の概要 1.2.1 水害の発生状況

- 平成17年9月洪水の発生及び洪水被害の概要等を記載
- 河川整備基本方針の変更について記載

現行

表 1.2.1 大淀川の水害と洪水被害

発生年月日	原因	柏田地点 流量 (m³/s)	被害状況
昭和11年7月22日～23日 (1936)	暴風雨	不明	※死者3名、負傷者2名、家屋全壊6戸、家屋半壊7戸、家屋流出7戸、家屋浸水5,173戸
昭和18年9月18日～20日 (1943)	台風26号	不明	※死者114名、負傷者161名、行方不明者1名、家屋全壊667戸、家屋半壊1,165戸、家屋流出508戸、床上浸水9,361戸
昭和24年8月14日～16日 (1949)	台風9号 (シラール台風)	不明	※死者7名、負傷者15名
昭和29年9月10日～13日 (1954)	台風12号	不明	死者5名、負傷者10名、家屋全壊72戸、家屋半壊215戸、床上浸水3,173戸、床下浸水5,303戸
昭和46年8月26日～30日 (1971)	台風23号	6,360	負傷者4名、家屋全壊4戸、家屋半壊6戸、床上浸水294戸、床下浸水1,083戸
昭和57年8月24日～27日 (1982)	台風11号	7,140	家屋半壊18戸、床上浸水264戸、床下浸水463戸
平成元年7月24日～8月3日 (1989)	台風11号	6,130	家屋半壊62戸、床上浸水79戸、床下浸水323戸
平成2年9月27日～29日 (1990)	台風20号	6,260	行方不明者1名、負傷者5名、家屋全壊2戸、家屋半壊57戸、床上浸水1,187戸、床下浸水1,908戸
平成5年7月31日～8月2日 (1993)	前線	7,020	死者1名、負傷者2名、家屋全壊12戸、家屋半壊2戸、床上浸水771戸、床下浸水784戸
平成9年9月14日～16日 (1997)	台風19号	6,880	死者2名、負傷者3名、家屋全壊1戸、家屋半壊24戸、床上浸水401戸、床下浸水584戸
平成16年8月29日～30日 (2004)	台風16号	6,660	負傷者7名、家屋全壊2戸、家屋半壊5戸、家屋流出7戸、床上浸水164戸、床下浸水203戸
平成17年9月4日～6日 (2005) 連雨	台風14号	9,230	家屋全壊889戸、家屋半壊2,170戸、床上浸水3,393戸、床下浸水978戸

※宮崎県下の被害

今回変更案

- 大淀川の概要
- 治水の沿革

1.2 治水の沿革

1.2.1 水害の発生状況

大淀川流域の年平均降水量は約2,600mm程度であり、洪水の原因の多くは8月～9月に発生する台風に伴う降雨によるものです。

大淀川の主要な洪水は昭和29年9月洪水、昭和57年8月洪水、平成5年8月洪水、平成9年9月洪水、平成16年8月洪水、平成17年9月洪水、平成22年7月洪水等であり、その中でも昭和29年9月洪水や昭和57年8月洪水、並びに平成17年9月洪水は、治水計画改定の契機となるような特に大きな洪水となりました。

表 1.2.1 既往主要洪水の概要

洪水名 (発生原因)	流量(m³/s) ＜柏田＞	被害状況	備考
S11年7月22～23日 (暴風雨)	不明	死者：3名 負傷者：2名 家屋全壊：6戸 家屋半壊：7戸 家屋流出：7戸 家屋浸水：5,173戸	昭和11年 大淀川下流の直轄改修工事 計画治水流量：5,500m³/s＜宮崎地点＞
S18年9月18～20日 (台風第26号)	不明	死者：114名 負傷者：161名 行方不明：1名 家屋全壊：667戸 家屋半壊：1,165戸 家屋流出：508戸 床上浸水：9,361戸	昭和18年 大淀川上流の直轄改修工事 計画治水流量：5,500m³/s＜宮崎地点＞
S24年8月14～16日 (台風第9号)	不明	死者：7名 負傷者：15名	昭和24年 大淀川上流の直轄改修工事 計画治水流量：5,500m³/s＜宮崎地点＞
S29年9月10～13日 (台風第12号)	約7,000	死者：5名 負傷者：10名 家屋全壊：72戸 家屋半壊：215戸 家屋流出：28戸 床上浸水：3,173戸 床下浸水：5,303戸	昭和29年 国保計画 計画治水流量：6,000m³/s＜橋下地点＞ 7,000m³/s＜宮崎地点＞
S46年8月26～30日 (台風第23号)	約6,000	負傷者：4名 家屋全壊：4戸 家屋半壊：6戸 床上浸水：294戸 床下浸水：1,083戸	昭和46年 国保計画 基本治水のピーク流量：7,500m³/s＜宮崎地点＞ 計画治水流量：7,000m³/s＜宮崎地点＞
S57年8月24～27日 (台風第11号)	約7,800	家屋半壊：18戸 床上浸水：264戸 床下浸水：463戸	昭和57年 工業団地基本計画 基本治水のピーク流量：7,500m³/s＜宮崎地点＞ 計画治水流量：7,000m³/s＜宮崎地点＞
H1年7月24～8月3日 (台風第11号)	約7,000	家屋半壊：62戸 床上浸水：79戸 床下浸水：323戸	
H2年9月27～29日 (台風第20号)	約6,300	行方不明者：1名 負傷者：5名 家屋全壊：2戸 家屋半壊：57戸 床上浸水：1,187戸 床下浸水：1,908戸	
H5年7月31日～8月2日 (前線)	約7,700	死者：1名 負傷者：2名 家屋全壊：12戸 家屋半壊：2戸 床上浸水：771戸 床下浸水：784戸	平成5年 河川整備基本方針の策定 基本治水のピーク流量：8,700m³/s＜柏田地点＞ 計画治水流量：8,700m³/s＜柏田地点＞
H9年9月14～16日 (台風第19号)	約8,000	死者：2名 負傷者：3名 家屋全壊：1戸 家屋半壊：24戸 床上浸水：401戸 床下浸水：584戸	平成9年 河川整備計画の策定 基本治水のピーク流量：8,700m³/s＜柏田地点＞ 計画治水流量：8,700m³/s＜柏田地点＞
H16年8月29～30日 (台風第16号)	約7,300	負傷者：7名 家屋全壊：2戸 家屋半壊：5戸 家屋流出：7戸 床上浸水：164戸 床下浸水：203戸	平成16年 河川整備計画の策定 河川の配分流量：7,200m³/s＜柏田地点＞
H17年9月4～6日 (台風第14号)	約10,500	家屋全壊：889戸 家屋半壊：2,147戸 床上浸水：3,334戸 床下浸水：972戸	平成17年 河川整備基本方針の変更 基本治水のピーク流量：11,700m³/s＜柏田地点＞ 計画治水流量：9,700m³/s＜柏田地点＞

- ※1 昭和30年以前の流量は、増量からの推算値。
※2 昭和29年以前の流量は、増量からの推算値。
※3 昭和29年以前の流量は、増量からの推算値。
※4 昭和29年以前の流量は、増量からの推算値。
※5 昭和29年以前の流量は、増量からの推算値。

追加

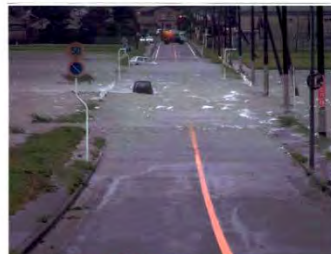
5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

1. 大淀川の概要 1.2.1 水害の発生状況

■平成17年9月洪水の発生及び洪水被害の概要等を記載

現行

各既往主要洪水について記載なし(写真のみ)



■金田地区の浸水状況(都城市)



■有水地区の浸水状況(都城市高岡町)



■内山地区の浸水状況(宮崎市高岡町)



■龍地区の浸水状況(宮崎市高岡町)



■瓜生野地区の浸水状況(宮崎市)



■下小松地区の浸水状況(宮崎市)

写真 1.2.6

平成 17 年 9 月 洪水

今回変更案

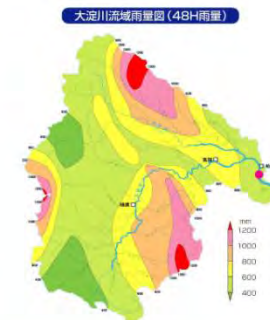
※各既往主要洪水について記載追加

1. 大淀川の概要
1.2 治水の沿革

(5) 平成 17 年 9 月 4～6 日洪水

大型で非常に強い台風第 14 号は、宮崎県内を暴風雨域に巻き込みながら、九州の西の海上をゆっくりとした速度で通過し、山地部を中心に総雨量が 1,000mm を超える記録的な豪雨が発生しました。県内でも記録的な豪雨をもたらした、連続雨量は青井岳で 1,144mm、霧島で 1,374mm を記録し、3 日間で年間降水量の 1/3 を越える大雨となりました。

この雨により、基準地点柏田で 9.89m、上流樋渡地点で 10.65m と計画高水位を上回る観測史上最高水位を記録する等、大規模洪水の発生により、大淀川水系の広範囲で多くの浸水被害が発生し、大淀川下流部の宮崎市・国富町・綾町等をはじめ、浸水面積 3,321ha、浸水家屋 4,706 戸(床上 3,834 戸、床下 872 戸)におよぶ甚大な被害が発生しました。



【宮崎日日新聞提供】

5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

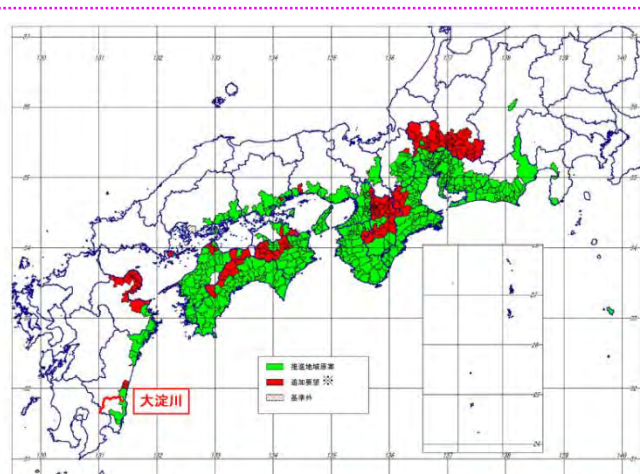
2. 大淀川の現状と課題 2.1.4 高潮、地震・津波対策

- 平成28年熊本地震の教訓を踏まえた地震対策について記載
- 平成23年東北地方太平洋沖地震を契機とした地震津波対策について記載

現行

2.1.3 高潮、地震・津波対策

高潮対策については、昭和58年に高潮堤防が概成しています。一方、平成15年7月には、大淀川河口を含む地域が、「東南海・南海地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく防災対策推進地域に指定されたことから、東南海・南海地震などによる被害を防止・軽減するための対策が必要です。



※追加要望とは、東南海・南海地震時に地震防災対策に取り組もうとする意向のあった推進地域の市町村のことです。

図2.15 東南海・南海地震防災対策推進地域
(平成15年12月16日中央防災会議資料)

今回変更案

2. 大淀川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

2.1.4 高潮、地震・津波対策

高潮対策については、昭和40年頃より高潮堤防の整備に本格的に着手し、昭和58年に概成しています。

地震対策については「平成23年東北地方太平洋沖地震」や「平成28年熊本地震」で得られた教訓や課題等を踏まえて、堤防等の耐震対策の計画的な実施や河川管理施設の被災に伴う治水機能の低下の防止や軽減、早期の治水機能の復旧等を図るため、大規模な震災が発生することを想定した事前の準備や発災後の対応等の検討や対策を行う必要があります。

耐震対策については、堤防は概ね完了していますが、樋門等構造物については、優先度を定め順次対策を進めており、引き続き、対策を進めていく必要があります。

大淀川流域は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定され、また大淀川の位置する宮崎県沿岸では、今後30年以内に南海トラフを震源とする大地震の発生確率が70%～80%程度と評価されており（地震調査研究推進本部、算定基準日：平成30年1月1日）、緊急的な対応が求められています。

また、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害を契機に、津波についても、洪水、高潮と並んで計画的に防御対策を検討すべき対象として河川法（平成25年6月一部改正）に位置づけられました。

河川津波対策については、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指すこととされています。また、最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害を防御することとされています。

大淀川においても、津波による浸水被害の防止又は軽減を図るため、堤防・水門等の河川管理施設の地震・津波対策を講じるとともに、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月27日施行）」の特組み等に基づき、関係機関等と連携・協力し、津波防災地域づくり等の取組を推進していく必要があります。

変更

追加

変更

追加

5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

2. 大淀川の現状と課題 2.1.5 施設の能力を上回る洪水等への対応 2.1.6 気候変動への適応

- 施設の能力を上回る洪水等への対応について記載
- 気候変動への適応について記載

現行

記載なし

今回変更案

2. 大淀川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

2.1.5 施設の能力を上回る洪水等への対応 ※新規追加項目

平成17年9月洪水では大淀川において広範囲にわたって、大規模な浸水被害が発生しました。全国では、平成27年9月関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防の決壊により家屋が倒壊・流失し、また避難の遅れにより多数の孤立者が発生しました。

さらに、平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風では堤防決壊に伴う甚大な被害や中山間地域の要配慮者利用施設で入所者の逃げ遅れによる被害などが発生しました。

今後も施設の能力を上回る洪水による水害が起りうることから、行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、氾濫した場合でも被害の軽減を図るための避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を構築していく必要があります。

河川整備については、上下流バランスの確保等を図る必要があることや財政等の制約もあることから、氾濫の危険性が高い区間であっても早急に解消することが困難場合があります。

これらのことから、従来からの洪水を安全に流すためのハード対策に加え、ソフト対策を活かし、人的被害や社会経済被害を軽減するための施設による対応（危機管理型ハード対策）を導入し、地域におけるソフト対策と一体となって実施する必要があります。

2.1.6 気候変動への適応 ※新規追加項目

近年、我が国においては、時間雨量50mmを超える短時間強雨や総雨量が数百ミリから千ミリを超えるような大雨が発生する頻度が増加し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生しています。さらに、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後さらなる大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量等が増大することが予測されています。これにより、施設の能力を上回る洪水が頻発するとともに、発生頻度は比較的低いが施設の能力を大幅に上回る極めて大規模な洪水が発生する懸念が高まっています。

その一方で、将来において無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予想されており、地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されています。

このため、気候変動による災害外力の増大と、それに伴う洪水や渇水被害の激甚化や発生頻度の増加等、様々な事象を想定し、対策を進めていくことが必要になります。

5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

2. 大淀川の現状と課題 2.1.7 河道の維持管理

■河道の維持管理（河道管理／樹木管理）について記載

現行

記載なし

今回変更案

2. 大淀川の現状と課題

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の防止又は軽減に関する事項

2.1.7 河道の維持管理 ※新規追加項目

(1) 河道管理

大淀川下流部では、昭和47年～昭和63年までは主に砂利採取に伴う河床低下が生じており、また、平成17年9月洪水等に伴う一時的な河床変動も見られましたが、近年は概ね安定した状態となっています。しかしながら、土砂堆積により河床が上昇すると流下能力が低下し、一方、洗掘により河床が低下すると、堤防や護岸等の河川構造物が不安定となり崩壊する可能性があります。さらに、河床高の上昇は、砂州を極端に発達させ、植生や河道内樹木の過剰な繁茂による、洪水流下の阻害を招くおそれもあります。

このため、河川巡視や航空写真撮影、縦横断測量及び環境調査等モニタリングを定期的に実施するとともに、ダム機能の維持管理、更には上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域の土地利用の変化に伴う河川への土砂流出の変化や河道内の土砂移動、ダム貯水池の堆砂状況、海域への土砂流出等土砂の挙動に関する調査・研究や必要な対策について関係機関と連携を図り、適正な維持管理に努める必要があります。

(2) 樹木管理

河道内の樹木等の繁茂が著しくなると、河道の流下能力が低下し、洪水時の水位上昇につながるとともに、洪水時に流木となり、橋梁等に被害を生じさせる恐れもあります。また、河川管理施設の機能に支障を及ぼす場合があります。

このため、河川巡視や航空写真撮影、縦横断測量及び環境調査等モニタリングを定期的に実施するとともに、必要に応じて適正な維持管理に努める必要があります。



写真 2.1.1 河道内に繁茂する樹木群（本庄川柳瀬橋付近）

5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

4. 河川整備計画の目標に関する事項 4.2.1 洪水対策

■目標流量の変更（大淀川下流：8,100m³/s 昭和57年8月洪水→10,500m³/s 平成17年9月洪水、大淀川上流：800m³/s 平成9年9月洪水→1,000m³/s）

現行

3.4 洪水、地震・津波等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

3.4.1 洪水対策

本計画における災害の発生防止又は軽減に関する目標は、大淀川下流については昭和57年8月洪水と同規模の流量である8,100m³/s（柏田地点）とし、既設の綾北、綾南、岩瀬ダムにより900m³/sを洪水調節し、河道の整備目標流量を7,200m³/sとします。また、大淀川上流については、平成9年9月洪水時のピーク流量である800m³/s（岳下地点）を整備計画の目標流量とします。

大臣管理区間の支川深年川・高崎川等については、本川の整備水準規模の治水安全度とします。宮崎県知事管理区間の支川小松川等については、県内指標による整備水準規模の治水安全度を確保することとします。（表3.4.1、図3.4.1）

さらに、既設の堤防については、洪水に対する所要の安全性を確保することとします。

なお、内水被害が発生する区域においては、土地利用状況、内水被害状況を踏まえ被害の軽減を図るべく内水対策に努めます。

削除

今回変更案

4. 河川整備計画の目標に関する事項

4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

4.2.1 洪水対策

大淀川水系の洪水対策については、過去の水害の発生状況（既往最大の被害をもたらした平成17年9月洪水など）、流域の重要度、河川整備の状況等を総合的に勘案し、大淀川水系河川整備基本方針に定めた目標（概ね150年に1回の確率で発生する洪水規模）に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水氾濫による災害の発生防止又は軽減を図ることを目標とします。

本計画に定める河川整備を実施することで、基準地点柏田において既往最大の平成17年9月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることが可能となります。

なお、河川管理施設として必要な機能を確保させるために、堤防の質的状態の把握を行い、必要な対策を実施することとします。

さらに将来の目標に向けて、既存洪水調節施設の有効活用や新たな洪水調節施設に関する検討を行うこととしており、更なる治水安全度向上を図るため、洪水調節施設に関する調査・検討を進めます。

変更

追加

表 4.2.1(1) 河川整備により安全に流下させることが可能となる流量（国管理区間）

河川名	地点名	洪水調節前流量	洪水調節後流量 ^{※1}
大淀川	柏田 (基準地点)	10,500m ³ /s	9,100m ³ /s
	高岡	7,000m ³ /s	6,100m ³ /s
	樋渡	3,700m ³ /s	3,400m ³ /s
	岳下	1,000m ³ /s	900m ³ /s
八重川	大淀川合流点	330m ³ /s	330m ³ /s
本庄川	嵐田	2,700m ³ /s	2,300m ³ /s
深年川	本庄川合流点	550m ³ /s	550m ³ /s
綾北川	入野橋	1,750m ³ /s	1,450m ³ /s
高崎川	大淀川合流点	1,920m ³ /s	1,920m ³ /s
庄内川	大淀川合流点	920m ³ /s	920m ³ /s
沖水川	大淀川合流点	1,000m ³ /s	1,000m ³ /s

※1 洪水調節後流量とは、遊水地整備及び既設ダムの有効活用等により洪水調節を行った後の流量

5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

4. 河川整備計画の目標に関する事項 4.2.1 洪水対策

■目標流量の変更（大淀川下流：8,100m³/s 昭和57年8月洪水→10,500m³/s 平成17年9月洪水、大淀川上流：800m³/s 平成9年9月洪水→1,000m³/s）

現行

表 3.4.1 河川整備計画において基準となる流量

河川名	目標流量	地点名	備 考
大淀川下流	大淀川	8,100m ³ /s	柏田
		6,300m ³ /s	高岡
	八重川	250m ³ /s	大淀川合流点 概ね 1/50(柏田地点にて昭和57年8月洪水のピーク流量に相当する規模)
	本庄川	2,230m ³ /s	嵐田
	深年川	540m ³ /s	本庄川合流点
大淀川上流	大淀川	800m ³ /s	岳下
		3,200m ³ /s	樋渡
	高崎川	1,640m ³ /s	大淀川合流点 概ね 1/30(岳下地点にて平成9年9月洪水のピーク流量に相当する規模)
	庄内川	810m ³ /s	大淀川合流点
	沖水川	780m ³ /s	大淀川合流点
宮崎県知事管理区間	小松川	58m ³ /s	大淀川合流点 概ね 1/50
	山内川	108m ³ /s	八重川合流点 概ね 1/30
	大谷川	300m ³ /s	大淀川合流点 概ね 1/40
	深年川	460m ³ /s	直轄上流端 概ね 1/30
	瓜田川	230m ³ /s	大淀川合流点 概ね 1/50
	麓川	23m ³ /s	瓜田川合流点 概ね 1/10
	岩瀬川	1,480m ³ /s	大淀川合流点 概ね 1/50
	東岳川	690m ³ /s	大淀川合流点 概ね 1/30
	山田川	160m ³ /s	丸谷川合流点 概ね 1/10
	花の木川	190m ³ /s	富吉川合流点 概ね 1/50
	横市川	860m ³ /s	源野橋 概ね 1/30

※宮崎県知事管理区間については、県内指標による整備水準規模

今回変更案

4. 河川整備計画の目標に関する事項
4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

4.2.1 洪水対策

大淀川水系の洪水対策については、過去の被害の発生状況（既往最大の被害をもたらした平成17年9月洪水など）、流域の重要度、河川整備の状況等を総合的に勘案し、大淀川水系河川整備基本方針に定めた目標（概ね150年に1回の確率で発生する洪水規模）に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水氾濫による災害の発生防止又は軽減を図ることを目標とします。

本計画に定める河川整備を実施することで、基準地点柏田において既往最大の平成17年9月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることが可能となります。

なお、河川管理施設として必要な機能を確保させるために、堤防の質的状態の把握を行い、必要な対策を実施することとします。

さらに将来の目標に向けて、既存洪水調節施設の有効活用や新たな洪水調節施設に関する検討を行うこととしており、更なる治水安全度向上を図るため、洪水調節施設に関する調査・検討を進めます。

表 4.2.1(1) 河川整備により安全に流下させることが可能となる流量（国管理区間）

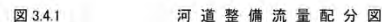
河川名	地点名	洪水調節前流量	洪水調節後流量 ^{※1}
大淀川	柏田 (基準地点)	10,500m ³ /s	9,100m ³ /s
	高岡	7,000m ³ /s	6,100m ³ /s
	樋渡	3,700m ³ /s	3,400m ³ /s
	岳下	1,000m ³ /s	900m ³ /s
八重川	大淀川合流点	330m ³ /s	330m ³ /s
本庄川	嵐田	2,700m ³ /s	2,300m ³ /s
深年川	本庄川合流点	550m ³ /s	550m ³ /s
綾北川	入野橋	1,750m ³ /s	1,450m ³ /s
高崎川	大淀川合流点	1,920m ³ /s	1,920m ³ /s
庄内川	大淀川合流点	920m ³ /s	920m ³ /s
沖水川	大淀川合流点	1,000m ³ /s	1,000m ³ /s

※1 洪水調節後流量とは、遊水地整備及び既設ダムの有効活用等により洪水調節を行った後の流量

変更

 九州地方整備局
Kyushu Regional Development Bureau

目標流量の変更（大淀川下流：8,100m³/s 昭和57年8月洪水→10,500m³/s 平成17年9月洪水、大淀川上流：800m³/s 平成9年9月洪水→1,000m³/s）



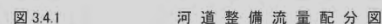
発生が危惧される東南海・南海地震等の大規模地震により基礎地盤の液状化が発生し、堤防等の河川構造物が破壊した場合に平常時の水位による浸水等の二次被害、及び津波による被害の防止・軽減を図ります。



 九州地方整備局
Kyushu Regional Development Bureau

4.2.2 内水対策 4.2.3 高潮、地震・津波対策 4.2.4 施設の能力を上回る洪水を想定した対策 4.2.5 気候変動への対応

■内水対策、施設的能力を上回る洪水を想定した対策、気候変動への対策について記載
 ■地震・津波対策の中に高潮対策についての記載を追加



削除

気候変動による外力の増大と、それに伴う洪水や渇水被害の激甚化や発生頻度の増加等、様々な事象を想定し、関係機関と連携し、必要な対策を進めていきます。

5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

5. 河川の整備の実施に関する事項 5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

- 堤防整備の内容について「築堤」「引堤」「浸透、浸食対策」「河道掘削」の項目に分けて記載
■「遊水地の整備」「既設ダムの有効活用」「横断工作物の改築等の項目について新たに記載

現行

4.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により

設置される河川管理施設等の機能の概要

4.2.1 洪水、地震・津波対策に関する整備

(1) 洪水対策

河道整備流量に対し破堤等による甚大な被害を防止する対策としては、以下のような河川改修を進めていきます。

- ① 河道掘削及び築堤工事
- ② 輪中堤及び宅地嵩上げ
- ③ 堤防強化対策
- ④ 内水対策

① 河道掘削及び築堤工事

河道整備流量以下の流量に対して洪水を安全に流下させることができない区間においては、河道掘削による水位の低下や堤防等の整備に努めます。

また、河道内の掘削などに際しては、生物の生育・生息環境へ配慮します。場合によっては専門家などの意見を聴きながらモニタリング調査などを行い、自然景観、生物の生育・生息の場に配慮して順応的に対応します。

さらに、河道掘削で発生した土砂をなるべく、築堤材料として用いることにより材料費・輸送費のコストを抑えます。また、護岸を撤去する場合に発生するコンクリート片を鉄線籠型護岸等の充填用砕石として再利用するなどコスト削減に努めます。

削除

〔大淀川水系における河道掘削及び築堤工事箇所〕

大淀川、本庄川、深年川、高崎川、小松川、山内川、大谷川、麓川、山田川、花の木川、横市川については、以下の整備を行います。

表 4.2.1(1) 築堤工事に係る施行の場所 (大臣管理区間)

河川名	左岸	区間	備考	右岸	区間	備考
大淀川	1 宮崎市吉妻町	2.73km～3.05km	嵩上げ・拡幅	2 宮崎市中心	0.72km～3.00km	嵩上げ・拡幅
	3 宮崎山下北方	9.56km～9.88km				
	4 宮崎市瓜生野	11.25km～11.38km		5 宮崎市府島	4.27km～5.20km	拡幅
	6 宮崎市長原	15.10km～15.84km				
	7 宮崎高岡町頭本瀬	21.98km～22.38km	嵩上げ・拡幅			
	8 宮崎高岡町赤谷	23.27km～26.13km		10 宮崎高岡町横見	23.07km～23.70km	
	9 宮崎高岡町浦之名	27.00km～27.93km				
	11 都城市高崎町縄瀬	54.00km～54.53km		12 都城市高崎町西久保	54.56km～55.49km	
	—	—	—	13 都城市高崎町穂島	61.72km～62.63km	拡幅
	—	—	—	14 宮崎市吉野	3.75km～5.19km	
本庄川	—	—	—	15 国富町木島	0.98km～1.43km	
深年川	16 国富町飯屋原	4.16km～4.24km		17 国富町本庄	5.70km～6.12km	
高崎川	—	—	—	18 都城市谷久保	1.15km～1.95km	

今回変更案

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

(1) 堤防整備 (築堤)

河川整備計画の目標流量を安全に流下させるため、堤防高・断面が不足している地区等において堤防整備を実施します。河口部については、洪水に加えて高潮及び津波からの被害の防止又は軽減を図るため、必要となる堤防整備を実施します。

実施にあたっては、周辺の土地利用や将来計画である河川整備基本方針の目標を踏まえるとともに、周辺の景観等に配慮した整備を実施します。

また、施工予定地に新たに重要種が確認された場合には、その希少性等を勘案したうえで移植を行う等、種の保存に努めるとともに、施工後は適切にモニタリングを行い、必要に応じて追加対策を実施します。

追加

表 5.1.1(1) 堤防整備に係る施行の場所等 (国管理区間)

河川名	左右岸	区間	備考	施行の場所
大淀川	左岸	22/000～22/400	築堤	宮崎市高岡町五町
本庄川	右岸	5/200～5/800	築堤	宮崎市吉野、国富町嵐田
綾北川	左岸	14/600～15/800	築堤	綾町北俣
大淀川	左岸	72/200～72/800	築堤	都城市乙房町
高崎川	右岸	1/200～2/000	築堤	都城市下水流町、縄瀬

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

変更

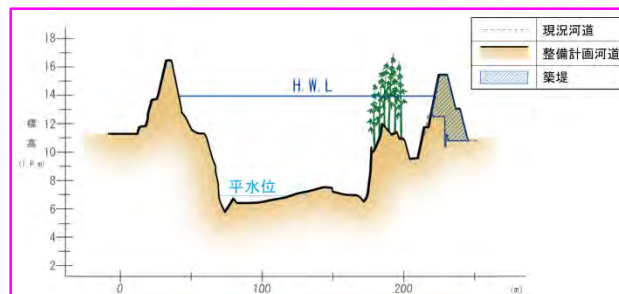


図 5.1.1 堤防整備の概要図(本庄川右岸 5/400 付近)

追加

5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

5. 河川の整備の実施に関する事項 5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

- 堤防整備の内容について「築堤」「引堤」「浸透、浸食対策」「河道掘削」の項目に分けて記載
- 「遊水地の整備」「既設ダムの有効活用」「横断工作物の改築等の項目について新たに記載

現行

記載なし

今回変更案

5. 河川の整備の実施に関する事項
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

- 1

(5) 遊水地の整備 ※新規追加項目
- 2

大淀川において既往最大の平成 17 年 9 月洪水と同規模の洪水を安全に流下させるため、大淀
- 3

川上流部及び下流部において遊水地を整備します。
- 4

なお、整備にあたっては、当該地域の土地利用状況等を踏まえ、遊水地計画を総合的に検討し、
- 5

地域振興計画との連携など、関係機関等と十分な調整・連携を図るとともに、既往の洪水に対す
- 6

る当該地域の浸水対策を併せて検討します。
- 7

遊水地の位置・諸元等の詳細については、今後検討し決定していきます。
- 8
- 9

表 5.1.5 遊水地の整備に係る施行の場所等（国管理区間）

河川名	左右岸	施設名	施行の場所
大淀川	右岸	大淀川下流遊水地	宮崎市
大淀川	左岸	大淀川上流遊水地①	都城市
大淀川	右岸	大淀川上流遊水地②	都城市

5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

5. 河川の整備の実施に関する事項 5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

- 堤防整備の内容について「築堤」「引堤」「浸透、浸食対策」「河道掘削」の項目に分けて記載
- 「遊水地の整備」「既設ダムの有効活用」「横断工作物の改築等の項目について新たに記載

現行

記載なし

今回変更案

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

(6) 既設ダムの有効活用 ※新規追加項目

大淀川において既往最大の平成 17 年 9 月洪水と同規模の洪水を安全に流下させるため、既設の岩瀬ダムを有効活用し、洪水調節機能を増強することについて、関係機関等と調整を図りながら、調査・検討の上、諸元等の詳細について決定し、必要な対策を実施します。



図 5.1.15 遊水地及び岩瀬ダム（有効活用）の位置図

5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

5. 河川の整備の実施に関する事項 5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

■平成23年東北地方太平洋沖地震、平成28年熊本地震のような大きな地震についても考慮した地震・津波対策について記載

現行

(2) 地震・津波対策

地震・津波対策については、発生が危惧される東南海・南海地震等の大規模地震により基礎地盤の液状化等が発生し、堤防等の河川構造物が沈下、破壊した場合にも、平常時の水位による浸水等の二次被害が発生しないような耐震性能を保てるよう、必要な調査を実施のうえ地盤改良等の耐震対策を実施します。実施にあたっては、津波の河川遡上の形態についても検討のうえ適切に行います。

今回変更案

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

(7) 横断工作物の改築等

河川整備計画の目標流量を安全に流下させるために、洪水流下の支障となっている橋梁のうち、堤防整備と一体となって改築を行う必要のある橋梁について、施設管理者と連携し必要な改築を実施します。

表 5.1.6(1) 横断工作物の改築に係る施行の場所等（国管理区間）

河川名	区間	施設名	管理者	施行の場所
大淀川	71/025	乙房橋	宮崎県知事	都城市吉尾町
大淀川	71/500	今平橋	都城市長	都城市乙房町、吉尾町
高崎川	1/360	鶴崎橋	都城市長	都城市下水流町
高崎川	1/830	巢立橋	都城市長	都城市下水流町、高崎町龍瀬

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

表 5.1.6(2) 横断工作物の改築に係る施行の場所等（鹿児島県管理区間）

河川名	区間	施設名	管理者	施行の場所
溝之口川	1/200	溝之口橋	曾於市	曾於市財部町北俣

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

(8) 内水対策

内水対策については、新たに内水対策の必要性が高まった地区等については、被害の規模や浸水頻度、土地利用状況等を十分勘案し、内水の発生要因及びその処理方策について調査検討を行い、関係機関等と連携・調整を図りながら、適切な役割分担のもとで必要に応じた内水対策を実施します。

また、既設の排水機場については、老朽化や機能低下の状況を十分に検討し、必要に応じて更新・改築等を実施します。

(9) 高潮、地震・津波対策

「平成23年東北地方太平洋沖地震」や「平成28年熊本地震」のような大規模な地震が発生した場合においても河川管理施設として必要な機能を確保するために、堤防や水門等の河川管理施設の耐震性能を照査し、必要な対策を実施します。また、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波被害の防御を図れるよう、必要な対策を実施します。

表 5.1.7 高潮、地震・津波対策に係る施行の場所等（宮崎県管理区間）

河川名	区間	対象津波	備考	施行の場所
新別府川	津波遡上区間	レベル1	極門耐震化 極門自動閉鎖化等	宮崎市

※施行の場所等については、今後の調査等により変わる場合があります。

変更

追加

5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

5. 河川の整備の実施に関する事項 5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

■施設の能力を上回る洪水を想定した対策について記載

現行

記載なし

今回変更案

5. 河川の整備の実施に関する事項
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1 (10) 施設の能力を上回る洪水を想定した対策 ※新規追加項目
2 施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、施設の能力を上回る洪水が発生
3 した場合に被害の軽減を図るため、危機管理型ハード対策として、越水等が発生した場合に決壊
4 までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策について、水害リスクが高い区間
5 等において実施します。さらに、応急対策や氾濫水の排除、迅速な復旧活動に必要な堤防管理用
6 通路の整備や高速道路等との連続性の確保、ヘリポートの設置、船舶による輸送路の確保、河川
7 防災ステーション等の水防拠点の整備、既存施設の有効活用、災害復旧のための根固ブロック等
8 資材の備蓄、排水ポンプ車等災害対策車両の整備等を必要に応じて実施します。
9 地球温暖化に伴う気候変動による大雨や短時間強雨の発生頻度の増加に伴い、水位の急激な上
10 昇が頻発することが想定されることから、水門等の確実な操作と操作員の安全確保のために、水
11 門等の施設操作の遠隔化・自動化等の整備を必要に応じて実施します。
12 また、雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報や CCTV カメラに
13 による映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、その情報を光ファイバー網等を
14 通じて関係機関へ伝達し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため、これらの施設を整備す
15 るとともに、観測機器、電源、通信経路等の二重化等を図ります。
16
17
18

5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

5. 河川の整備の実施に関する事項 5.2.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

- 総合的な土砂管理に向けた取組について記載
- 気候変動による影響のモニタリングについて記載

現行

記載なし

今回変更案

5. 河川の整備の実施に関する事項
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(2) 河川の測量・調査

河道の経年的な変化や、大規模な洪水後の河道の変化等を把握するため、総合的な土砂管理の観点も含めて、河道の縦横断測量や空中写真測量、河床材料等の調査を行うとともに、河道特性や土砂動態等を定量的に把握し、良好な河道及び河川環境の維持に努めます。



写真 5.2.1 河道の横断測量

(3) 総合的な土砂管理に向けた取組 ※新規追加項目

総合的な土砂管理に向けた取組として、ダム堆砂の進行、海岸汀線の後退など土砂移動と密接に関わる課題に対処するため、上流から海岸までの河床材料や河床高等の経年的変化だけでなく、粒度分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努めます。

また、関係機関と連携しつつ土砂移動や既設横断工作物の土砂管理方法に関する調査・研究に取り組むとともに、河道の著しい侵食や堆積がないよう適切な河道の維持に努めます。

(4) 気候変動による影響のモニタリング ※新規追加項目

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、極めて大規模な洪水の発生や、渇水被害の激甚化及び発生頻度の増加等が懸念されることを踏まえ、流域の降雨量、降雨の時間分布・地域分布、流量、河口潮位等についてモニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努め、定期的に分析・評価を行います。

5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

5. 河川の整備の実施に関する事項 5.2.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

■住民等の主体的な避難の促進について記載

現行

(6) 危機管理

計画規模を上回る洪水や整備途上段階で施設能力以上の出水が発生し、氾濫した場合においても、被害を最小限に止めるためには、過去の被災経験や現状を十分に踏まえ、地域住民と関係機関とが相互に連携、協力し、危機管理体制を確立することが重要です。このため、洪水氾濫などにより流域の人々の生命・財産に被害が生じる恐れのある場合には、市町村長の避難勧告又は指示、及び地域住民の避難活動等が適切かつ迅速にできるように関係機関や地域住民へ河川情報の提供を行います。

また、地域住民が洪水等に対する知識・意識を高めることを目的とした大淀川浸水想定区域図(平成15年3月31日指定・公表)をもとに、洪水・津波・高潮等の発生時に円滑かつ迅速な避難行動ができるよう、住民にわかりやすい形で各市町村のハザードマップが作成・公表・周知されるよう支援します。

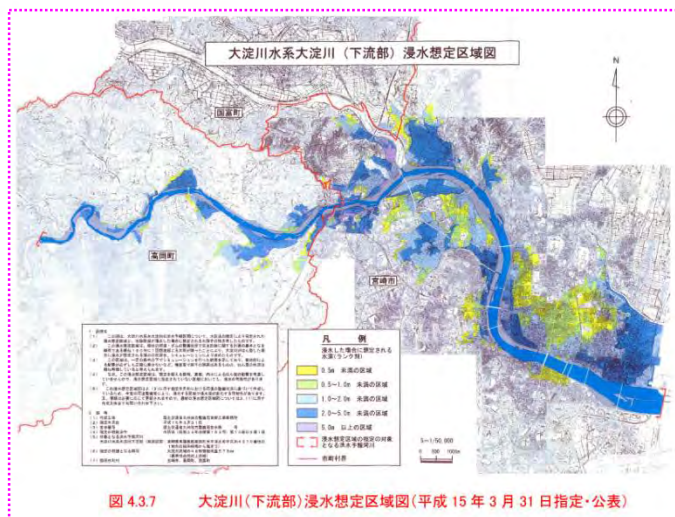


図 4.3.7 大淀川(下流部)浸水想定区域図(平成15年3月31日指定・公表)

削除

今回変更案

5. 河川の整備の実施に関する事項

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(12) 住民等の主体的な避難等の促進 ※新規追加項目

大淀川水系の国管理区間においては、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、氾濫による被害の軽減を図るため、想定される最大規模の洪水等が発生した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として平成28年8月に指定し、公表しています。公表にあたっては、多様な主体が水害リスクに関する情報を多様な方法で提供することが可能となるよう、洪水浸水想定区域に関するデータ等のオープン化を図ります。

また、想定最大規模の洪水による堤防の決壊により家屋が倒壊・流失するような激しい氾濫等が発生するおそれが高い区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)についても平成28年8月に公表しており、水防管理者が浸水被害軽減地区を指定しようとする場合には、必要な情報提供・助言等を行います。

県管理区間においても同様に洪水浸水想定区域を指定し、公表します。

なお、携帯端末を活用した洪水予報のプッシュ型配信について、今後の導入を検討するとともに、従来から用いられてきた水位標識、サイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係地方公共団体と連携・協議して有効に活用します。

さらに、国管理区間からの氾濫が及ぶすべての自治体で、洪水ハザードマップが更新されるよう、支援していきます。



写真 5.2.7 川の危険度レベルの設置例

地域の方々の避難行動や関連市町の避難勧告判断に寄与するため、水位危険度レベルを現地表示



写真 5.2.8 ヘリサインの表示

変更

追加

変更

追加

5. 大淀川水系河川整備計画の主な変更内容について

5. 河川の整備の実施に関する事項 5.2.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

■堤防の決壊時等の復旧対策について記載

現行

4) 地震時等の巡視

宮崎県沿岸は、「東南海・南海地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく防災対策推進地域に指定されていることから、地震時等の情報連絡体制、河川管理施設等の点検体制及び点検方法などを確立し、これに則って迅速な対応を行い二次災害の防止を図ります。

また、警戒宣言が発令された時は、情報収集、河川管理施設等の事前点検及び資機材確保などを行い、地震発生時における迅速かつ的確な災害応急対策のための準備を図ります。

5) 河川管理施設等の災害復旧

洪水や地震等により堤防の安全性が損なわれるなど、河川管理施設が損壊した場合には、速やかに対策を図ります。

また、許可工作物が損壊した場合には、速やかに対策を図るよう施設管理者に対して適切な指導を行います。

6) 河川管理施設の操作等

ダム、排水機場、水門等の河川管理施設の操作については、これらの施設に関する知識及び習熟のため、操作人の教育・操作訓練を継続的にを行い、操作規則等に従った適正な操作を行います。

IT化の進捗に伴い、遠隔監視、遠隔操作の機能が整った排水機場や水門等については、その施設を効率的かつ迅速に管理制御するために、遠隔操作への移行を図るなど、河川管理施設の高度化、効率化に努めます。

また、大規模な内水氾濫においては、九州地方整備局管内に配備されている排水ポンプ車を機動的に活用し、迅速かつ円滑に内水被害を軽減するよう努めます。



写真 4.3.6 操作人説明会



写真 4.3.5 排水ポンプ車の稼働状況
(平成 17 年 台風 14 号出水時)

今回変更案

5. 河川の整備の実施に関する事項 5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(15) 水害リスクの評価・水害リスク情報の共有

水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年 6 月 19 日施行）により創設する「大規模氾濫減災協議会」において、水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」と根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築の取組をさらに加速するため、現況施設能力を上回る（氾濫が発生する）あらゆる規模の洪水の被害を軽減するためのハード・ソフト一体となった対策について、関係機関の取組を共有し、これを横断的・総合的に検討の上、密接な連携体制の構築を図ります。

また、想定し得る最大規模の洪水等が発生した場合でも人命を守ることを第一とし、減災対策の具体的な目標や対応策を、関係地方公共団体と連携して検討します。

具体的には、浸水想定や水害リスク情報に基づき、浸水区域内の住民の避難の可否等評価したうえで、避難困難者への対策として、早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保等、関係する地方公共団体において的確な避難体制が構築されるよう技術的支援等に努めます。

浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等であって市町村地域防災計画に位置づけられた施設の所有者又は管理者が、水防法に基づき、避難確保や浸水防止に係る計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際に、技術的な助言や情報伝達訓練による積極的な支援を行い、地城水防力の向上に努めます。

※「要配慮者利用施設」とは、高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、民衆施設、幼稚園等の施設を示します。

(16) 水害リスクを踏まえた土地利用の促進

開発業者や宅地の購入者等が、土地の水害リスクを容易に認識できるようにするため、大淀川沿川において想定浸水深の表示に努めます。

(17) 堤防の決壊時等の復旧対策 ※新規追加項目

万一、堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、浸水被害の拡大を防止するための緊急的な災害復旧手順について事前に計画しつつ、氾濫水を速やかに排水するための対策等の強化に取り組むとともに、必要な資機材の準備等、早期復旧のための体制強化を図ります。

また、平常時から、災害復旧に関する情報共有及び連絡体制の確立を図られるよう、関係地方公共団体、自衛隊、水防団、報道機関等の関係機関との連携に努めます。

関係地方公共団体が管理する河川において大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、「大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、九州地方整備局としての被害の拡大の防止に必要な資機材及び職員の出動を行います。また、災害対策用機器による迅速な状況把握や災害情報の提供等緊密な情報連絡に努めるとともに、災害対応を円滑に行うための緊急復旧用資機材等による支援を行い、被害の防止又は軽減に努めます。

また、洪水、内水、津波又は高潮により著しく激甚な災害が発生した場合において水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い侵入した水を排除するほか、高度な機械又は高度な専門的知識及び技術を要する水防活動（特定緊急水防活動）を行います。

さらに、山腹崩壊等により河川に大規模な河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合、広範囲に多大な被害が及ぶおそれがあるため、必要に応じ緊急調査等を実施し、関係地方公共団体や一般市民に情報を提供します。

追加

大淀川水系河川整備計画(変更原案) における意見聴取方法について

平成30年4月4日

国土交通省 九州地方整備局

宮崎河川国道事務所

河川整備計画策定に係る法的手続きについて

「大淀川水系河川整備計画」の変更にあたり、河川法に定める法的手続きに則り、「大淀川水系河川整備計画【変更原案】」に対する関係住民の意見聴取を行います。

大淀川水系河川整備計画【変更原案】 作成・公表

河川整備計画【変更原案】に対する関係住民の意見聴取

河川法第16条の2第4項

河川管理者は、前項に規定する場合※において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。 ※河川整備計画の案を作成しようとする場合

河川整備計画【変更原案】に対する学識経験者の意見聴取
①大淀川学識者懇談会の開催

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

大淀川水系河川整備計画【変更案】 作成・公表

関係機関への照会（農林水産省、環境省等）

関係地方公共団体の長の意見聴取

河川法第16条の2第5項

河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

大淀川水系河川整備計画 変更・公表

河川法第16条の2第6項

河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

河川法に基づく法定手続き

○地域住民からの意見聴取方法について

①住民説明会の開催 【流域 6 会場】

大淀川沿川の各市町において住民説明会を開催予定

- 宮崎市 1箇所
- 宮崎市高岡町 1箇所
- 国富町 1箇所
- 都城市 1箇所
- 都城市高城町 1箇所
- 小林市 1箇所

合計:6箇所にて実施予定



宮崎市内



国富町内

前回の整備計画策定時の住民説明会実施状況

②意見箱の設置による意見聴取（案） 【流域 2 5 箇所】

意見箱設置箇所 計25箇所(予定)

1	宮崎河川国道事務所	10	都城土木事務所	19	小林市野尻庁舎
2	宮崎河川国道事務所 宮崎出張所	11	鹿児島県 県庁土木部河川課	20	曾於市役所
3	宮崎河川国道事務所 高岡出張所	12	大隅地域振興局	21	曾於市財部支所
4	宮崎河川国道事務所 本庄出張所	13	宮崎市役所	22	綾町役場
5	宮崎河川国道事務所 都城出張所	14	高岡総合支所	23	国富町役場
6	宮崎県 県庁本館1階県民情報センター	15	都城市役所	24	高原町役場
7	宮崎土木事務所	16	高崎総合支所	25	三股町役場
8	高岡土木事務所	17	高城総合支所		
9	小林土木事務所	18	小林市役所		



意見箱設置(小丸川の例)

③事務所ホームページからの意見聴取（案）

国土交通省九州地方整備局
宮崎河川国道事務所

ホーム 事業概要 河川情報 海岸情報 砂防情報 道路情報 入札・契約 リンク

大淀川水系河川整備計画(変更原案)に関するご意見を募集しています。

河川ライブカメラ 国道ライブカメラ 火山ライブカメラ 宮崎河川国道事務所からの防災情報

お知らせ 一覧を見る

2017年10月2日 河川住民団体の最新情報を更新しました。

2017年9月26日 「宮崎海岸2017」の「宮崎海岸防衛対策検討委員会「第6回効果検証分科会」」の議事概要を掲載しました。

2017年9月25日 河川住民団体の最新情報を更新しました。

2017年9月19日 「たかおか出づり」第56号を公開しました。

2017年9月13日 「都城河川」第23号を公開しました。

PDFファイルをご覧いただくにはAdobe Readerが必要です。こちらから最新のAdobe Readerをダウンロードできます。

記者発表PDF 一覧を見る

2017年9月27日 『みやづくしin宮崎2017』～九州の道守会員が集まります！～

2017年9月26日 宮崎海岸の防災対策について共に考える第38回宮崎海岸市民懇談会開催

2017年9月26日 よりよい川づくりに向け住民団体と意見交換！～川で活動する住民団体と川づくり交流会を開催～

2017年9月19日 建設発生土の受入地及び仮置き場を募集します

2017年9月17日 H29台風18号【道路：第5報】国道220号日南市太清における全面通行止め解除（片側交互通行規制へ切替）

大淀川水系河川整備計画(変更原案)に関するアンケート

1. 年代: ☐ 10代以下 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代
☐ 70代 ☐ 80代以上

2. 性別: ☐ 男性 ☐ 女性

3. ご職業: ()

4. お住まい: ☐ 県内 () 県 () 市 () 町 () 村 ()
☐ 県外 () 県 () 市 () 町 () 村 ()

5. 大淀川の利用頻度について教えてください。【複数回答可】
☐ ほぼ毎日 ☐ 月に数回 ☒ 年に数回 ☐ ほとんど行かない

6. 大淀川水系河川整備計画(変更原案)に関するご意見を、ご自由にお書きください。

7. 大淀川の川づくりについて、どのような川づくりを最も望みますか、ご自由にお書きください。

8. その他、ご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

※事務所ホームページのトップ画面から整備計画(変更原案)の閲覧及び意見聴取のためのアンケート入力が可能となる画面へのリンクを設置

④【その他】大淀川水系河川整備計画（変更原案）パンフレット（案）

